

答申2

新たな長期基本計画に  
盛り込むべき施策のあり方

〔審議会答申〕

平成10年12月25日

江東区基本構想審議会



## 序 江東区長期基本計画の基本的な考え方

江東区基本構想は、21世紀初頭の区政運営の長期的な指針として、江東区の将来像である「伝統と未来が息づく水彩都市・江東」を実現するためのまちづくりの基本目標を定めたものである。

この基本構想は、新しい時代の江東区づくりのみちすじを示したものであり、長期基本計画の策定のもとに具現化されるものである。

この答申は、江東区長期基本計画の策定にあたって、その中に「盛り込むべき施策のあり方」を総括的に提起したもので、将来像の実現に向けての施策内容を、次の基本目標別に示したものである。

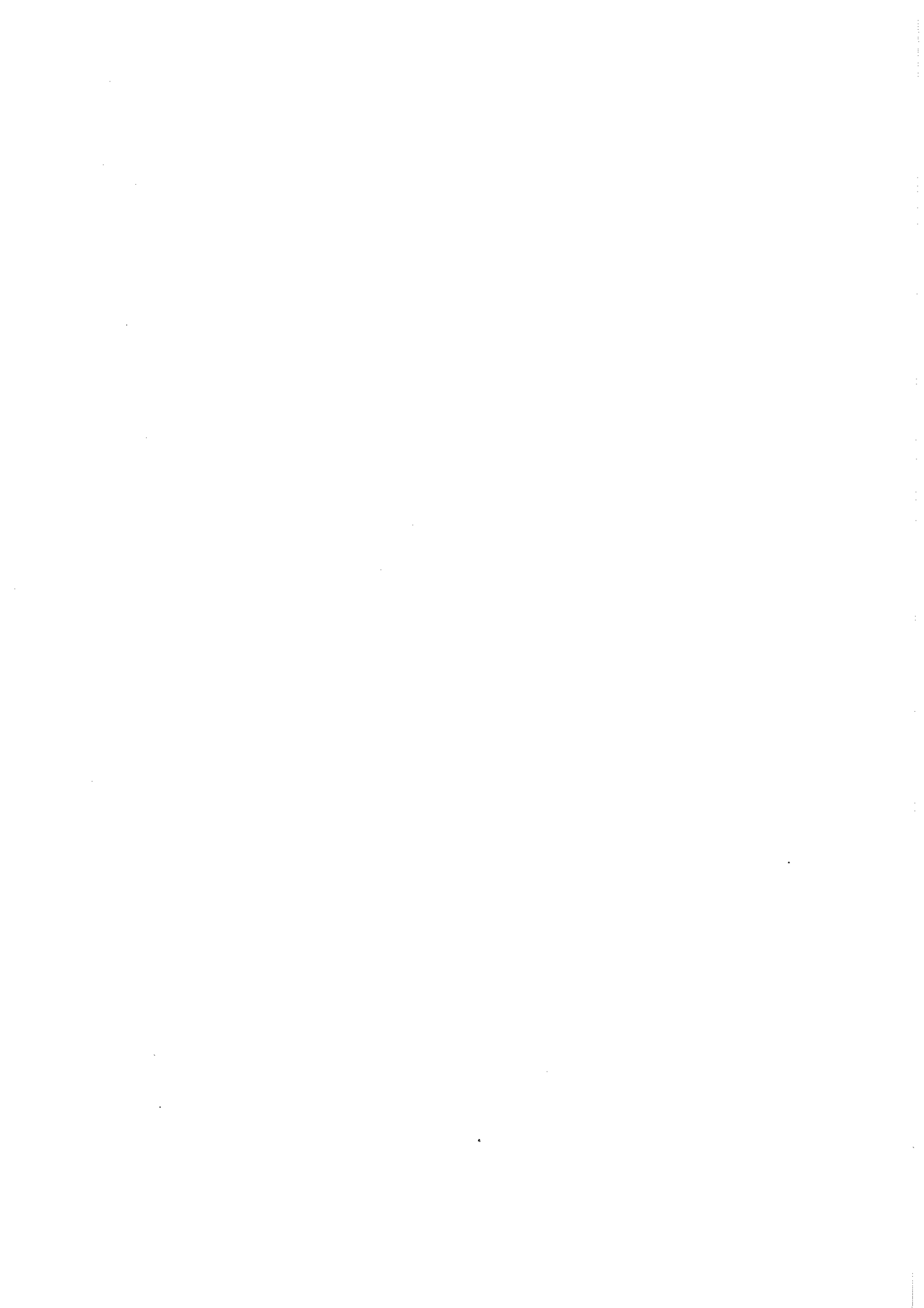
- I 創造と交流
- II 支えあいと安心
- III 躍動と調和

これらについて、庁内各所管との調整と、行財政プログラムの検討をふまえて、「伝統と未来が息づく水彩都市・江東」の実現に向けた積極的な行財政運営を図ることを期待する。



## 答 申 2

新 た な 長 期 基 本 計 画 に  
盛 り 込 む べ き 施 策 の あ り 方



## 目 次

I. 創造と交流	1
(1) 豊かな心を育む生涯学習の推進	1
(2) 地域文化の継承と創造	5
(3) 活力ある地域社会づくり	8
(4) 男女共同参画社会の形成	11
(5) 地域とともに栄える産業の振興	14
II. 支えあいと安心	18
(1) 地域福祉の推進	18
(2) 健やかな子どもの育成	21
(3) とともに支えあう福祉社会づくり	24
(4) 心と体の健康づくり	28
III. 躍動と調和	30
(1) 計画的なまちづくりの展開	30
(2) 安全で快適なまちづくり	35
(3) 環境と調和したまちづくり	40
(4) うるおいのある都市空間づくり	44





# I. 創造と交流

## (1) 豊かな心を育む生涯学習の推進

### <現状と課題>

- 1) 子どもを取り巻く教育環境は、学歴偏重の社会的風潮や学校教育の画一性が指摘されたり、いじめや不登校への対応が重要な課題となるなど大きく変化している。こうした変化に対応し、思いやりや生きる力を育むこと、心の教育の重視などが大きな課題となっている。また、国レベルにおいては教育制度の改革が進められており、平成14(2002)年には義務教育においても学校週5日制が完全実施される予定である。
- 2) これからの学校教育においては、幼児・児童・生徒一人ひとりの個性や能力を尊重しながら、生涯にわたって学び続けるための基礎を培うことが求められている。これら若い世代が自ら学ぶ意欲を持ち、激変する社会の動きに主体的に対応できる能力を身につけていけるよう、家庭・地域と密接な連携を図り、教育活動を推進していくことが重要である。
- 3) 学校施設の計画的整備の推進、学校の適正配置の実施など、教育環境の一層の充実に努める必要がある。同時に既存の教育施設・機能の活用を積極的に図り、地域に開かれた学校づくりを進めるために、学校開放をはじめ、児童・生徒・教職員と地域の人々との交流など、教育内容の公開についても施策の展開を図る必要がある。
- 4) 核家族化・少子化等による家庭環境の変化、物質的豊かさなどのなかで、家庭・地域の絆が弱まっている。学校・家庭・地域の連携を強め、健全に、心豊かに青少年を育成していく必要がある。
- 5) 青少年の健全な成長のために、青少年の自主的活動への支援や社会参加の機会を提供するとともに、自然や地域文化に親しめる良好な環境づくりを進める必要がある。
- 6) 社会経済情勢の変化にともない、ライフスタイルや価値観が多様化するなかで、あらゆる年代を通じて、学習に対する意欲が高まってお

り、その活動範囲も広範囲に及んでいる。このため、幼児から高齢者に至る、各ライフステージに応じての学習の場と機会の充実を図っていく必要がある。

- 7) 区民の健康づくり、生きがいなどのための生涯スポーツへの関心が高まっている。誰もが、心身ともに健康で、充実した生活を送ることができるよう、生涯にわたって様々なスポーツに親しむことができる環境を整備するとともに、それらの活動を支える指導者を育成することが必要である。

## ＜施策の方向＞

### ① 学校教育の充実

#### ア. 教育内容の充実

児童・生徒一人ひとりの個性を生かし、ゆとりある教育を推進するため、学校運営等の充実を図る。豊かな人間性を備え、国際化、情報化等、新しい時代の潮流に対応する力を養うために、課題に対応する教育内容の創意工夫・充実に努める。また、研修を通し、教職員の資質の向上を図る。

さらに、生命を尊重し、あらゆる差別や偏見をなくすため、人権尊重の教育を推進する。

#### イ. 良好な教育環境の整備

学校施設・設備を整備し、耐震性の向上を計画的に進める。また適正配置について、地元等関係者と十分に協議した上で、迅速に進めるなど、安全で良好な教育環境の整備に努める。

集団生活や自然に親しむ機会を得るため、校外施設等の有効活用を図る。

#### ウ. 幼児教育の充実

幼児期の教育は、人格形成において重要である。幼児期における教育の充実を図るため、保育期間等の公私立格差の是正や、保育園との一元化、就学前教育のあり方について総合的検討を進めるとともに、育児・教育相談機能の充実を図りながら、家庭・地域における幼児教育の向上にも努める。

## ② 学校・家庭・地域の連携

### ア. 家庭教育の充実

人間形成の基本的役割を担っている家庭教育の充実を図るため、学習機会の充実・情報の提供や相談体制の強化に努める。

### イ. 青少年の健全育成と環境整備

学校・家庭・地域の連携を図り、多様な体験学習等の機会を提供し、子どもたちが、社会性や生きる力を身につけるための環境整備を図る。

### ウ. 地域に開かれた学校づくり

学校施設の地域開放を推進し、スポーツ・文化、コミュニティ活動の場として有効活用を努める。地域の協力を求め、多様な職業や経験を持つ人々による授業等の導入を進める。一方、教職員の持つ知識・経験を公開講座等を通して地域に還元するなど、地域と一体となった教育活動を推進する。

### エ. ボランティア活動への支援

学校・家庭・地域の連携に欠かせないボランティア育成のため、学習機会の充実、情報提供、活動団体への支援などを進める。

## ③ 生涯学習・スポーツの充実

### ア. 生涯学習・スポーツ推進体制の整備

区民が生涯を通して幅広い課題について学ぶことができるように生涯学習の推進を図る。そのため、各種講座やプログラムの多様化に努める。また、図書館等の資料や情報提供機能を充実し、生涯学習の場としての活用を図る。

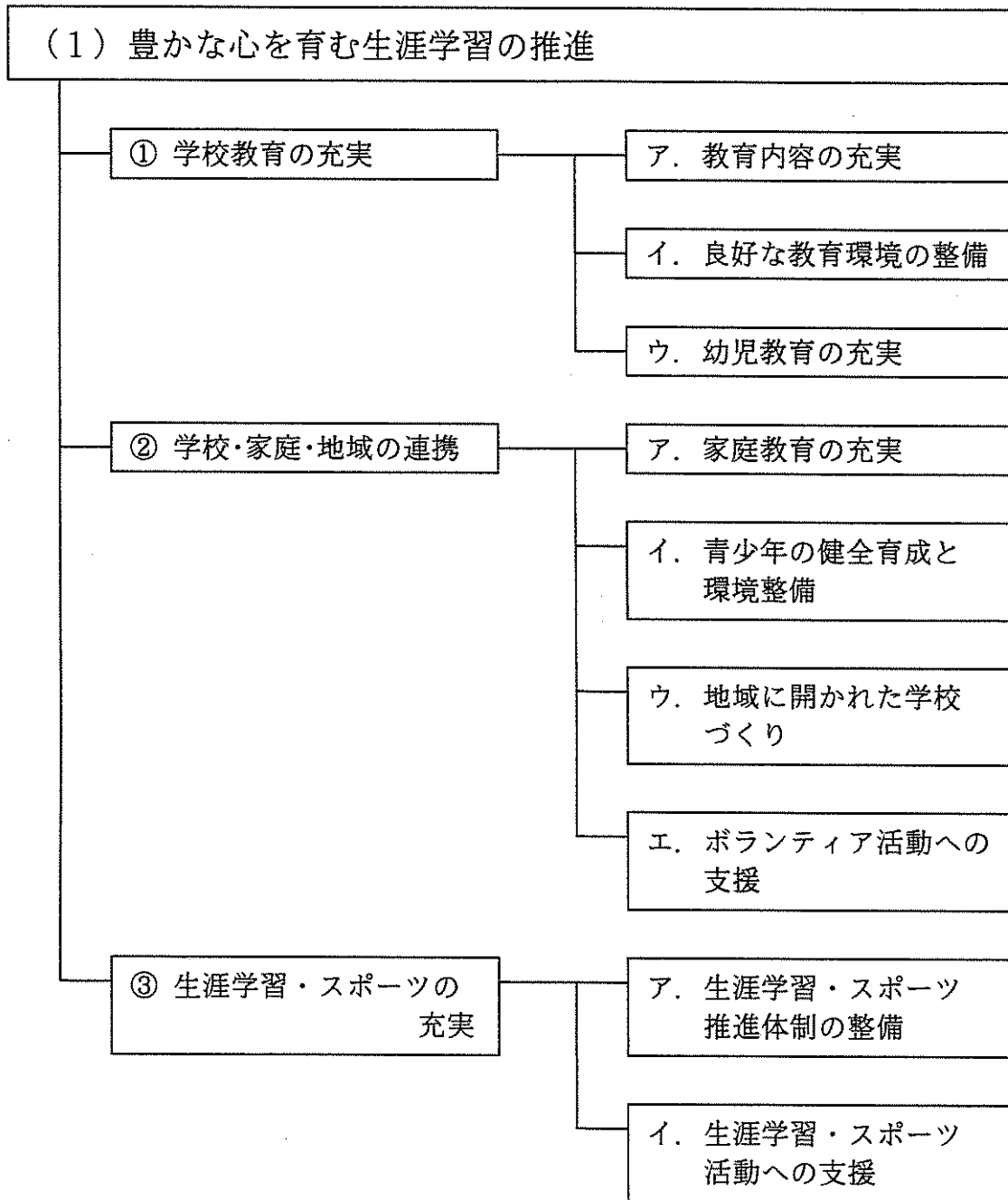
スポーツ施設の整備や学校体育施設の開放を推進するとともに、民間との協力関係を促進し、スポーツ活動の場と機会の拡充を図る。

### イ. 生涯学習・スポーツ活動への支援

区民一人ひとりの自主的な学習、スポーツ活動の促進を図るとともに、グループの育成やグループ間交流を推進する。

指導員の育成や人材バンクの創設など人材の発掘・養成・活用を推進し、開かれた学校づくりや生涯学習、スポーツ活動の活性化を図る。

<施策の体系>



## (2) 地域文化の継承と創造

### <現状と課題>

- 1) 生活重視の成熟型社会の進展のなかで、ゆとりと豊かさ指向とあいまって、地域での活動が重要な意味を持つようになってきている。地域での文化の創造に参加したいという要望も高まりつつある。
- 2) 江東区は、下町の職人文化や伝統工芸・芸能が豊かに発展している地域であり、区民にとっても「下町の伝統が生きている」まちとしてのイメージが根づいている。これらの伝統文化を区民が継承、発展させていくことは、ふるさと意識の醸成や個性あるまちづくりにつながるものでもある。
- 3) 集合住宅建設の増大による新しい区民層の増加、少子高齢化の進行による若い世代やファミリー世帯の減少などにより、地域で長く培われてきた伝統文化や歴史を次世代に伝える機会が少なくなっている。区民の主体性を尊重しつつ、生涯学習とも連動し、自発的な文化活動を振興していくための方策づくりが必要になっている。
- 4) 歴史や民俗の研究を支援したり、発表の場を設けるなど、区民の文化活動への興味を高め、文化活動に参加しやすい環境づくりを進めることが重要である。
- 5) 文化活動を促進するための情報提供や芸術文化にふれる機会も重要である。民間や都の文化事業や施設の機能、役割をふまえながら、区民が芸術文化に接する機会の拡大に努める必要がある。
- 6) 区民が様々な国の人々と接し、異なる文化にふれることによって、視野を広げ、豊かな地域文化を創造していくことが重要である。このため、国内外の諸都市や地域との文化交流を促進していくことが必要である。
- 7) 地域文化を内外に広く紹介し、さらに発展させていくことが重要である。そのため、内陸部の歴史ある伝統文化の魅力と臨海地域のスポーツ・レジャー施設等の魅力の連携により、観光資源の保全と開発を進めていくことが課題となっている。

## ＜施策の方向＞

### ① 伝統文化の保存と継承

#### ア. 伝統文化の継承と活用

区内の歴史的建築物、史跡などの文化遺産や「職人のまち」である下町の伝統技術等の継承・保全を進める。歴史的資料を資料館等で展示・公開し、生涯学習講座で活用するなど、区民の伝統文化への理解を深めていく。

#### イ. 文化環境づくりの推進

区内の展示館・資料館をめぐる散歩道の紹介など、観光の視点も持たせながら、文化に親しむ環境を整備する。資料館等において伝統文化にふれ、体験できる事業の充実に努め、文化が感じられるような環境づくりを進めていく。

### ② 地域文化の創造と発展

#### ア. 地域文化活動の促進

生涯学習との連携を図りながら、区民が身近なところで文化活動に参加し、その成果を発表できるよう、活動機会と活動成果の発表の場を拡充する。活動状況のPR等に努め、個性豊かな区民文化の創造を図る。

#### イ. 芸術・文化に接する機会の充実

区内に立地する文化施設について、利用条件等の改善を推進し、区民が芸術・文化に接する機会を拡充する。また、区内で実施される文化的な催し等に関する情報を広く集め、区民に提供していく。

#### ウ. 文化交流の促進

地域レベルにおける文化交流活動のためのボランティア団体等、市民団体の育成と活動を支援する。また、海外姉妹都市や国内都市等との幅広い文化交流事業の展開に努める。

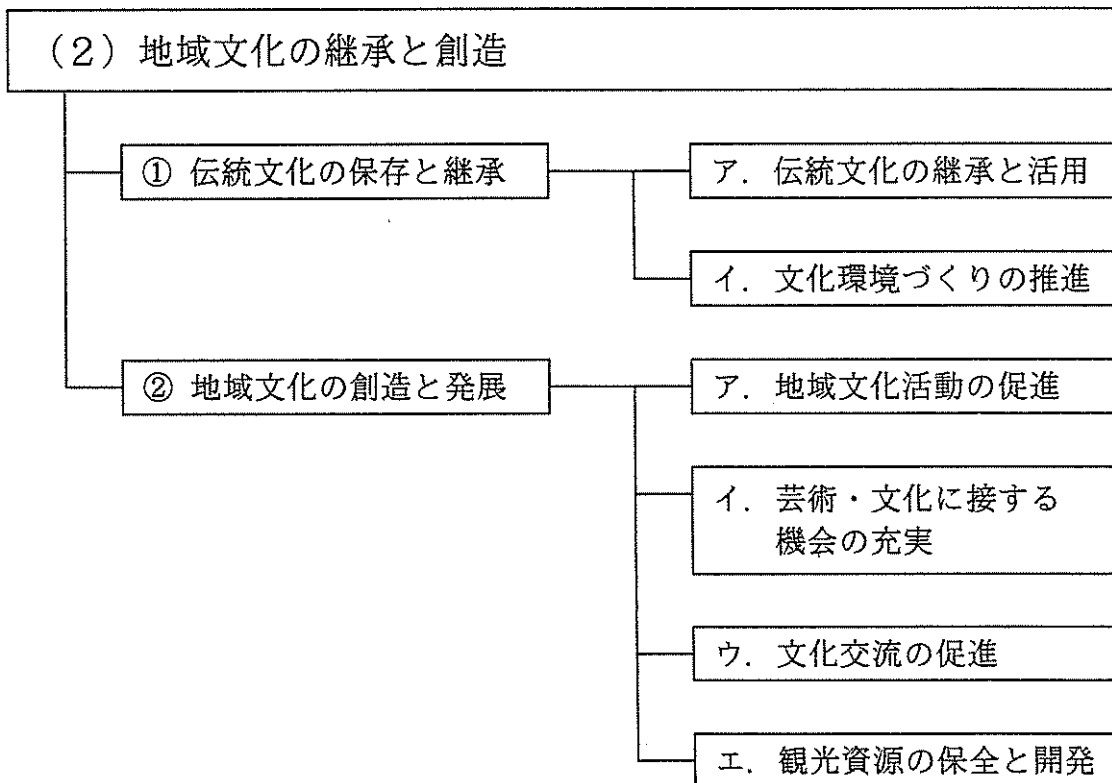
また、国際理解教育等、異文化理解を推進し、教育の場における文化交流を促進する。

#### エ. 観光資源の保全と開発

区内の名所・旧跡や祭り・市等の伝統的な観光資源を保全する。臨海部にあるスポーツ・レジャー施設、水やみどりを生かしたアメニティ施設等を新

しい観光資源として開発・整備に努める。江東区の伝統的な魅力と新しい観光資源についてPRを図り、回遊性のあるルートを設置等、地域活力の創造につなげていく。

### <施策の体系>



### (3) 活力ある地域社会づくり

#### <現状と課題>

- 1) 区民の生活は地域を基礎としており、子どもから高齢者に至る多様な世代が地域社会と積極的に関わりながら、生き生きと活動できるような地域社会が求められている。このため、既存の地域組織の活動のほか、ボランティアやNPO（注）など様々な地域活動と連携し、支援していくことが重要である。
- 2) コミュニティ活動の促進に向けて、各種の地域活動を広く区民に知らせたり、参加者を募る機会を提供することなどが求められている。
- 3) コミュニティ活性化の場として、学校、文化施設、区民館、地区集会所等の公共施設の活用や民間施設の協力を求めながら、コミュニティ活動の場の充実を検討していく必要がある。
- 4) 区民の地域課題に対する主体的な取り組みを基本に、大都市東京の中で多様化する地域共通の課題解決に向けて、周辺区をはじめ他都市との連携・交流を促進する必要がある。
- 5) 21世紀を目前にして、「国際化」は既に個人や地域にとって身近な問題として受け止められている。外国人にも暮らしやすい開かれた地域社会形成のため、様々な交流活動や地域の文化や歴史を伝えるPR活動を促進していく必要がある。

（注）NPO（Non-Profit Organization）——民間非営利組織。米国で使われた言葉であり、法人格をもち、公共サービスをしている組織をさす。国内においては平成10年3月に特定非営利活動促進法（NPO法）が成立し、法人格の取得が可能となった。



## <施策の方向>

### ① コミュニティ活動の充実と支援

#### ア. コミュニティの維持・活性化と支援体制づくり

地域情報の提供等に努め、参加の機会を充実するなど、コミュニティ活動の活性化に努める。また、ボランティアや企業等との連携方法を検討していく。さらに、活動の中心となる地域活動のリーダーやグループの育成、だれもが自由に参加できるコミュニティ活動を支援する。

#### イ. コミュニティ活動の場の整備

コミュニティ活動の場として、地域文化センター、地区集会所、区民館をはじめとする集会施設の有効利用を図り、区民が利用しやすい体制を整備する。また、学校と地域との連携を進めるため、地域の様々な人々と児童・生徒が交流する場として学校の活用を図る。

さらに、今後の需要の増加が予想される火葬場、霊園の整備等についても関係機関との連携を図りながら検討していく。

### ② 多様な人々との交流の促進

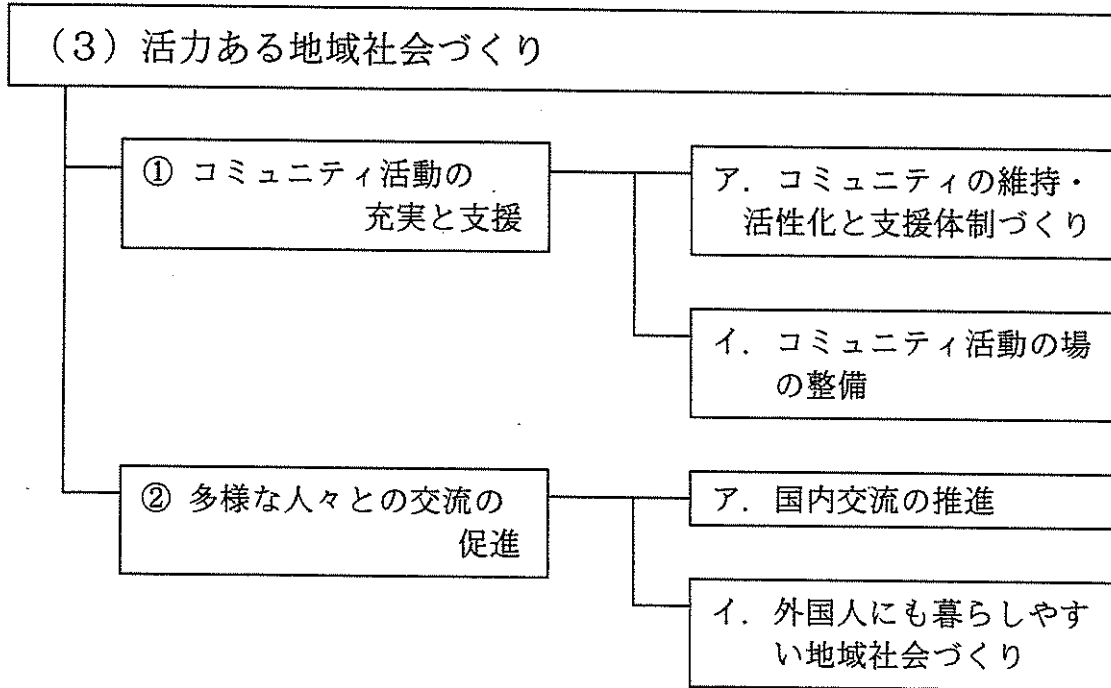
#### ア. 国内交流の推進

他市区町村との交流を促進するため、多様な地域活動グループ等による国内各地域との交流活動を支援していく。

#### イ. 外国人にも暮らしやすい地域社会づくり

外国人が暮らしやすいように、日常生活に関する情報提供や相談体制の充実を図る。また、異文化理解のため、互いの暮らし、文化、歴史等の講座の充実などにより、外国人の地域活動への参加を推進し、日常生活をより豊かにするための交流の活性化に努める。

<施策の体系>



## (4) 男女共同参画社会の形成

### <現状と課題>

- 1) 少子高齢化の進行、国内経済の成熟化と国際化の進展、情報通信の高度化、家族形態の多様化、男女の地域社会との関わり方の変化など、経済・社会環境の急速な変化が指摘されている。これら時代の変化に適切な対応をし、活力ある地域社会の維持・発展のため、男性も女性もその個性と能力を生き生きと発揮できる男女平等社会の形成が従来にも増して求められている。近年は、「男女雇用機会均等法」と同時に「労働基準法」「育児・介護休業法」も改正され、女性の就労についても条件整備が進められている。
- 2) しかしながら、女性の社会進出をめぐる、固定的な性別役割分業意識、旧来の雇用慣行、パートタイム労働、派遣労働など、今なお様々な問題を抱えている。また、性の商品化や家庭内における暴力なども社会問題となっており、女性の自立や社会参加を支える意識や仕組みは未だ十分とはいえない状況にある。
- 3) 性による差別の解消に向けては、国際的にも様々な取り組みが進められている。日本においても、平成7(1995)年に開催された第4回世界女性会議で採択された「北京宣言及び行動綱領」をふまえて、平成8(1996)年に「男女共同参画2000年プラン」を策定し、さらに今日、男女共同参画社会への「基本法」制定が具体化しているところである。江東区においても、「江東区女性行動計画」(平成4年3月策定)を、平成9(1997)年9月に「江東区男女共同参画プラン」として改定し、今後、同プランに基づく各施策の展開、充実が求められている。
- 4) そのため、男女平等への理解をより一層深め、人権としての性の尊重を確立し、男女平等を基礎とした社会を形成する必要がある。また、男性も女性も家庭、地域、職場等社会のあらゆる分野の活動に参画し、等しく利益を享受し、共に責任を担う男女共同参画社会の創出をめざし、区民・事業者・行政が一体となった取り組みが重要な課題となっている。

## ＜施策の方向＞

### ① 男女平等意識の確立

#### ア. 男女平等社会づくりの気運の醸成

家事・育児・介護等、性別による男女の固定的な役割分業意識を変革するため、啓発誌の発行による情報提供、講座・学習会等の事業の充実に努め、男女平等意識の形成を図る。さらに、女性問題に取り組む団体の活動を支援していく。

#### イ. 男女平等観にたった教育の推進

男女平等意識の確立に重要な役割を果たす学校教育において、男女平等観にたった教育を重点的に進めるとともに、指導にあたる教職員等の意識の向上を図る。さらに、幼児期から高齢期までの各ライフステージにおいて、男女平等意識の確立を図るために、家庭、企業、地域社会などにおける男女平等観にたった教育を推進する。

### ② 男女共同参画の促進

#### ア. 社会のあらゆる場への共同参画

「江東区男女共同参画プラン」における区政、家庭・地域、雇用の場における男女共同参画社会の推進に努める。

区政への参画としては、審議会等への女性の積極的参画を促進するとともに、職員の研修や登用の機会を均等にする男女平等自治体づくりを進める。

家庭・地域への参画としては、様々な自主的活動への参加を支援していくとともに、啓発等により、家事・育児等、家庭や地域の中での性別による役割分業観の是正に努める。

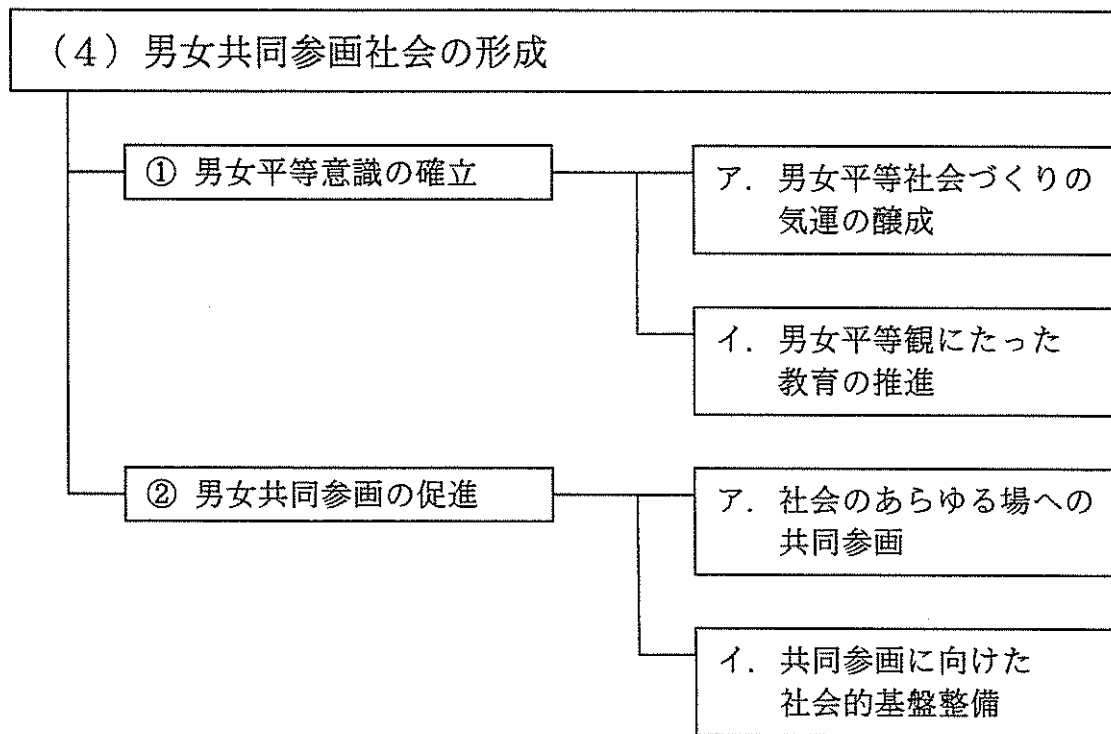
雇用の場における参画としては、女性の雇用や起業などに関する情報の提供、講座・学習会等の実施に努め、女性の雇用の場における参画を支援する。

#### イ. 共同参画に向けた社会的基盤整備

男女ともに職業生活と家庭生活が両立できるような社会的基盤や環境を整備する。そのため、育児休業・介護休業、労働時間の短縮などの制度の普及に努めていく。

また、女性の心と体の健康づくりを推進する健康相談事業や、女性一人ひとりのライフサイクルにあった専門的・総合的な相談機能の充実等を検討していく。

### <施策の体系>



## (5) 地域とともに栄える産業の振興

### <現状と課題>

- 1) 江東区は、明治時代以降、東京の主要な工業地帯として発展してきたが、昭和40(1965)年代以降は大規模工場の区外転出が相次ぐなど、産業活動の様相は大きく変化している。
- 2) 区内にある約2万2千の事業所のうち従業者規模が10人未満の事業所は全体の約78.5%を占めており、江東区は中小企業が主体となっている。その中には木材関連産業、江戸切子、ニット製造業などの伝統的な地場産業の集積もあり、多くの雇用を生み出す一方、区民の日常生活の利便性を支える地域に密着した商店街などとともに、地域コミュニティの場や地域活力の形成に重要な役割を果たしている。
- 3) 近年、製造業については工場立地規制等の影響による工場、設備の老朽化や後継者不足等から転・廃業が増えている。また、商店街については規制緩和等にもとづく大規模小売店の進出等、商業構造の変革とともに消費者ニーズの多様化が経営環境の変化をもたらし、新たな対応に迫られている。また、オフィス等業務ビルの増加によって、情報系等の新しい産業の進出もみられる。
- 4) 中小企業が産業構造の転換等社会環境の変化に的確に対応し、活力を維持し発展していくためには、中小企業自らの経営努力とともに、まちづくりを視野に置いた産業振興策を進めていく必要がある。
- 5) 地域経済の活性化を図るため、事業者の新たな事業展開を支援するとともに、様々な業種における情報交換や人的交流を図り、ネットワークを形成したり、起業家を育成するなど総合的な支援に努め、新たに区の産業となりうる事業の起業・創業を促進していくことが必要である。
- 6) 従業者の就労の安定を図るため、技術革新や情報化の進展などに対応できる知識・技能の習得に対する支援を行うとともに、生活基盤の充実に向け福利厚生の実施を図っていくことが必要である。
- 7) 消費者を取り巻く環境は、通信販売、クレジットカード等の普及や

高度情報化の進展にともなうインターネットの活用など、販売・購買方法の多様化が利便性の向上や消費生活の個性化をもたらす反面、複雑・多様な取引に関連するトラブルが増大するなど、大きく変化している。

- 8) 新たな消費環境に対応し、消費者保護の観点からも消費者相談体制の充実や的確な消費生活情報の提供が求められている。このことを通じて、適切な商品やサービスを主体的に判断できる、自立した賢い消費者の育成に向けた取り組みが重要な課題となっている。

## <施策の方向>

### ① 中小企業の振興

#### ア. 中小企業の経営安定化

中小企業で構成する団体に対し、その活動を支援するとともに中小の事業者に対する経営相談や融資制度の充実などにより事業活動の支援を図る。

#### イ. 産業振興の基盤整備

産業活動の活性化を図るため、産業振興施策の推進体制を整備する。また、業界団体の育成や企業間の交流を促進するため、産業会館等の機能強化による拠点整備を進める。

#### ウ. 地場産業・伝統産業の育成

江東区の歴史と風土のなかで、育まれてきた地場産業・伝統産業の支援に努め、一層の活性化を図る。

### ② にぎわいのある商店街づくり

#### ア. 商業拠点づくり

商業の振興を図るため、都市核などを商業拠点として位置づけ、道路整備等都市計画との連携による整備・再開発を促進する。

#### イ. 商店街の活性化

地域のにぎわいと活力の拠点として、商店街の一層の活性化を図るため、イベントなど魅力づくりを支援していく。

#### ウ. 魅力ある個店の育成

個性的な店舗の育成を図り、消費者の来店を促進する。また、個店をネットワーク化するなど、地域商店街の活性化につなげていく。

### ③新しい産業の環境づくり

#### ア. 創業・新規事業展開への支援

地域産業の活性化を図るため、異業種交流の促進、新製品・新技術開発の支援や発表の場を確保するなど創業や新規事業の展開を支援する。

#### イ. 産業のネットワーク化の推進

中小企業の情報収集力を高め、経営力を強化するため、受発注や雇用の拡大等に必要な企業情報等のネットワークの構築に努める。

#### ウ. 次代を担う人材育成への支援

次代をリードする人材育成のため、児童・生徒の体験学習等の充実に努める。また、日々進歩する技術に対応していくため、就業者に求められる知識・技術の習得を支援していく。

### ④ 勤労者の就業環境の充実

#### ア. 就業の安定支援

雇用の確保に向けた区内の企業のPR活動や講師派遣、研修事業などを通じた就業の安定化を支援する。

#### イ. 福利厚生 of 充実

勤労者が健康で快適な生活を送れるように、(財)中小企業公社の事業の一層の充実とともに、生涯学習等との連携のもと、余暇活動の機会・場の提供に努める。

### ⑤ 消費生活の安定と向上

#### ア. 消費者学習の推進

消費者自らの判断により、商品やサービス等の選択が的確にできるように、消費生活情報の提供及び、生涯を通じた消費者教育や啓発活動を推進する。

また、消費者の自主的な活動を促進するため、場の充実・整備に努め、消

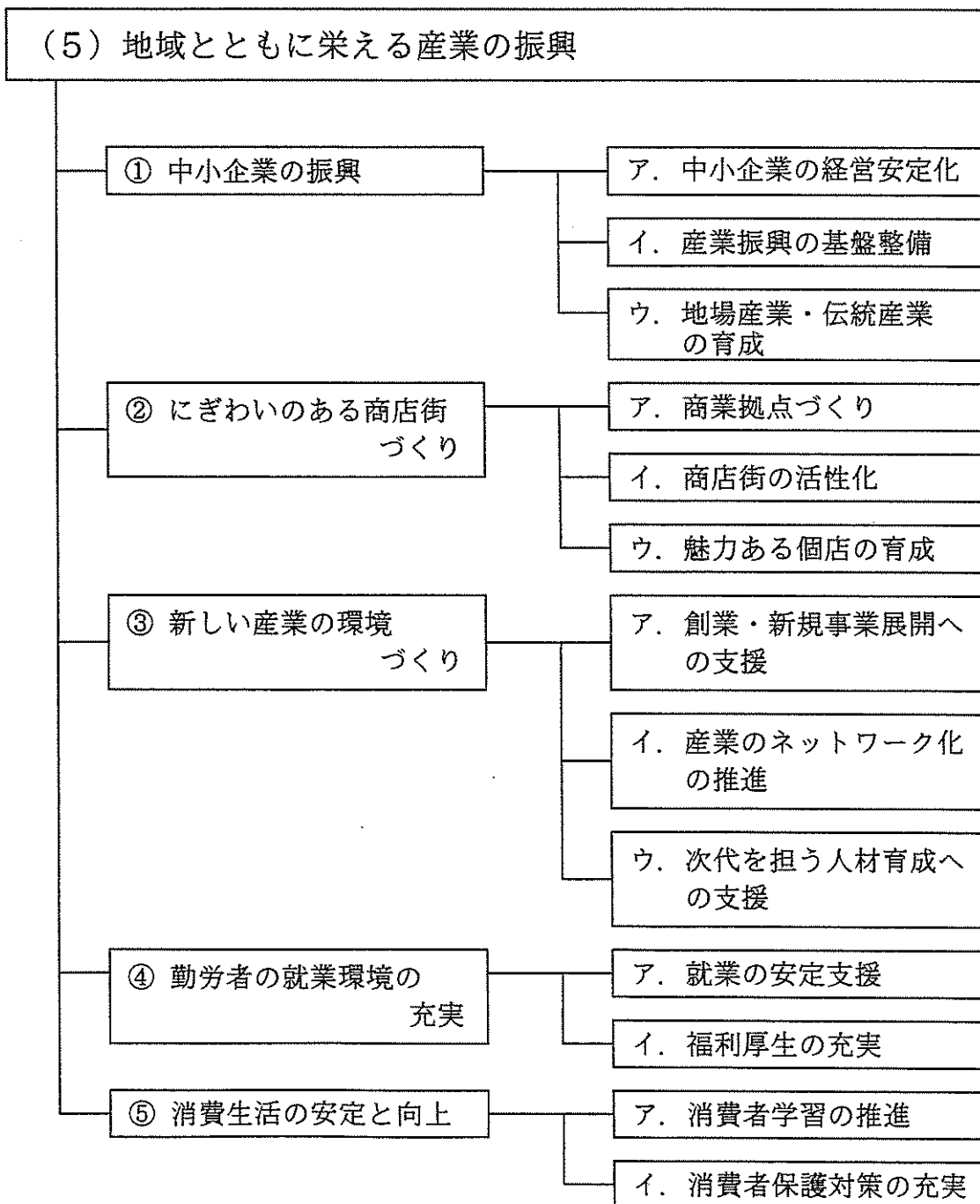


費者グループの育成を図る。

### イ. 消費者保護対策の充実

消費者被害の未然防止及び被害救済を図るため、適正な取引の確保に努め、相談体制を充実するなど、区民・事業者・行政が協力して消費生活環境の改善を図る。

## <施策の体系>



## Ⅱ. 支えあいと安心

### (1) 地域福祉の推進

#### <現状と課題>

- 1) 江東区の65歳以上の高齢者の比率は、平成10(1998)年1月現在13.9%、14歳以下の幼年人口は11.8%であり、少子高齢化が進みつつある。  
この社会の変化に対応し、安心して生活し、豊かな老後を過ごすことができるよう地域福祉を推進していく必要がある。
- 2) 単身高齢者や高齢者のみの世帯が増加しつつあり、障害者の高齢化も進行している。こうした高齢者や障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送っていけるよう在宅サービスの充実が求められている。  
また、常時介護が必要でありながら、家庭で介護が困難な人への入所施設の確保や在宅生活を支える通所施設や生活寮の整備なども必要である。
- 3) 平成12(2000)年度から介護保険制度が導入されるため、その円滑な実施と在宅サービスを中心とした福祉サービスの充実が求められている。社会保障全般にわたる分野との連携のもと、施設でも在宅でもそれぞれの状態やニーズに応じて必要なサービスが等しく受けられるような体制づくりが必要である。
- 4) 高齢者や障害者などが自立し、安定した生活を送るため、就業の促進や経済的な支援を行っていくことが必要である。特に、高齢者や障害者などが生きがいをもって心豊かな生活が送れるよう、社会活動の場と機会を拡大していくことが求められている。また、大多数の高齢者は健康であり活動的であることから、高齢者は地域福祉の担い手であるとの視点にたって、支援を必要としている高齢者等を高齢者が支えていく体制づくりを進める必要がある。

## <施策の方向>

### ① 生活支援サービスの充実

#### ア. 在宅サービスの充実

高齢者、障害者等が住み慣れた地域の中で、それぞれのニーズに対応したサービスが利用できるよう、在宅サービスの充実に努める。また、高齢者、障害者の権利擁護や、災害時の安全の確保にも配慮する。

とくに、高齢者や加齢にともなう疾患を原因とする障害者の在宅福祉に関しては、平成12(2000)年度から開始される公的介護保険の導入をふまえ、ホームヘルプサービス事業をはじめとする各種在宅サービスを充実する。また、個々のニーズに合わせてサービスを利用できるように調整するケアマネジメント(注)体制の整備を進める。

(注) ケアマネジメント——高齢者や障害者、子ども等が介護や支援を必要とする場合、医療・保健、福祉サービスを総合的に組み合わせ、効果的に利用できるように調整を図りつつ、総合的かつ継続的なサービス供給を確保する機能

#### イ. 施設サービスの充実

在宅での生活が困難な高齢者、障害者などのため、在宅福祉と連携しながら利用者のニーズに対応する施設の確保に努める。施設整備については、通所施設も含めて既存施設の転用を検討するとともに、民間による施設整備の促進に努める。

高齢者向けのグループホームなど、多様な住み方について検討していく。

障害者を対象とした通所施設については、障害の程度、種別等に応じ、将来の需要に対応した計画的整備に努める。また、地域での自立支援機能の充実について、検討を進める。さらに、生活支援機能を有する生活寮など地域における生活基盤となる住まいの確保に努め、重度の障害者でも地域で暮らし続けられるような条件整備を図る。

## ② 自立と社会参加の推進

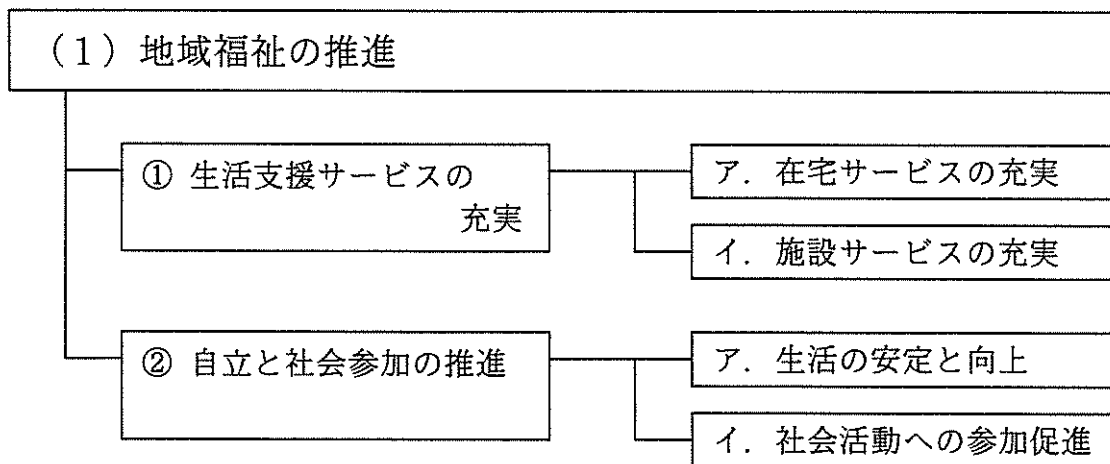
### ア. 生活の安定と向上

経済的に支援が必要な区民に対し、自立助長のための相談・指導の充実を図る。誰もが健康で文化的な生活を営めるよう生活保護制度の充実を国に対して要請していく。また、高齢者や障害者の就業機会を拡充するため、関係機関との連携に努め、相談窓口の充実や技能の向上を図るとともに、シルバー人材センターへの助成などにより、生活の自立を支援する。

### イ. 社会活動への参加促進

高齢者や障害者の社会活動参加の促進、交流機会の確保など、生きがいを支援する。また、シニアボランティアなどのボランティア活動を促進する。

## <施策の方向>



## (2) 健やかな子どもの育成

### <現状と課題>

- 1) 近年、男女の晩婚化、非婚化などにより少子化が進んでいる。合計特殊出生率は2.1以下では人口が減少するといわれている。平成9(1997)年全国の合計特殊出生率は1.39、都は1.09、区では1.05となっており、社会の活力に及ぼす影響が懸念される状況にある。さらに、都市化や核家族化、女性の社会進出による共働き家庭の増加により子育てをめぐる環境は大きく変化している。
- 2) 子育て家庭を地域全体で支援し、区民が子どもを生き育てやすい環境を作っていくことが課題となっている。また、職場において男女共に子育てしながら就労しやすい条件整備をしていく必要がある。
- 3) 江東区では、零歳児保育、延長保育、緊急一時保育などの保育内容の充実努めてきた。また、児童館事業や学童クラブ事業など、児童の健全育成を図ってきたところである。今後は、3歳未満の低年齢児保育の需要の増加や、労働基準法の改正に伴う女性の就業形態の変化などにより、保育需要は多様化していくものと考えられる。このため、保育園の年齢別定員の見直しや地域配置の適正化や学童クラブ事業の充実などが課題となっている。
- 4) これまで、子どもに関わる施策は、保健・福祉・教育等の各分野がそれぞれ実施してきた。しかし、家庭や地域が大きく変化している中では、さらに各分野の連携を図りながら、子ども、親の需要に応じた施策を展開していく必要がある。

### <施策の方向>

#### ① 子育て支援の充実

##### ア. 子育て相談の充実

子育て支援の中核的な拠点として、子育て支援センターを整備し、子育てに関する相談や情報提供を拡充する。

## イ. 地域の子育て機能の強化

子育て支援センター及び児童館・保育所を核として、子育てに関わる自主グループを育成・支援する。また、子育てボランティアを育成するなど、地域における子育て支援体制の強化を図る。さらに、「ファミリーサポートセンター事業」(注1)の実施について検討する。

(注1)ファミリーサポートセンター事業 ——労働省の「仕事と育児両立支援特別援助事業」で、育児の援助を受けたい者と育児に協力できる者が会員となって、地域において会員同士が育児に関する相互援助活動を行う。

## ウ. 子育て家庭に対する支援

子どもの健やかな成長のために、育児負担が母親に過度にかたよる傾向を改善し、父親も積極的に育児に参加するなど、相互協力によって家庭生活が営まれるように、区民、地域、事業者などの子育てに関する意識改革を図っていく必要がある。また、子育てにかかる経済的負担の軽減のため、各種手当や助成制度の改善など、施策の充実に努める。

## エ. ひとり親家庭の自立支援

居住の支援、生活資金融資、レクリエーション事業、生活相談、さらに、ホームヘルパーの派遣などの充実に努めるなど、母子・父子家庭それぞれのニーズに対応した施策を展開する。

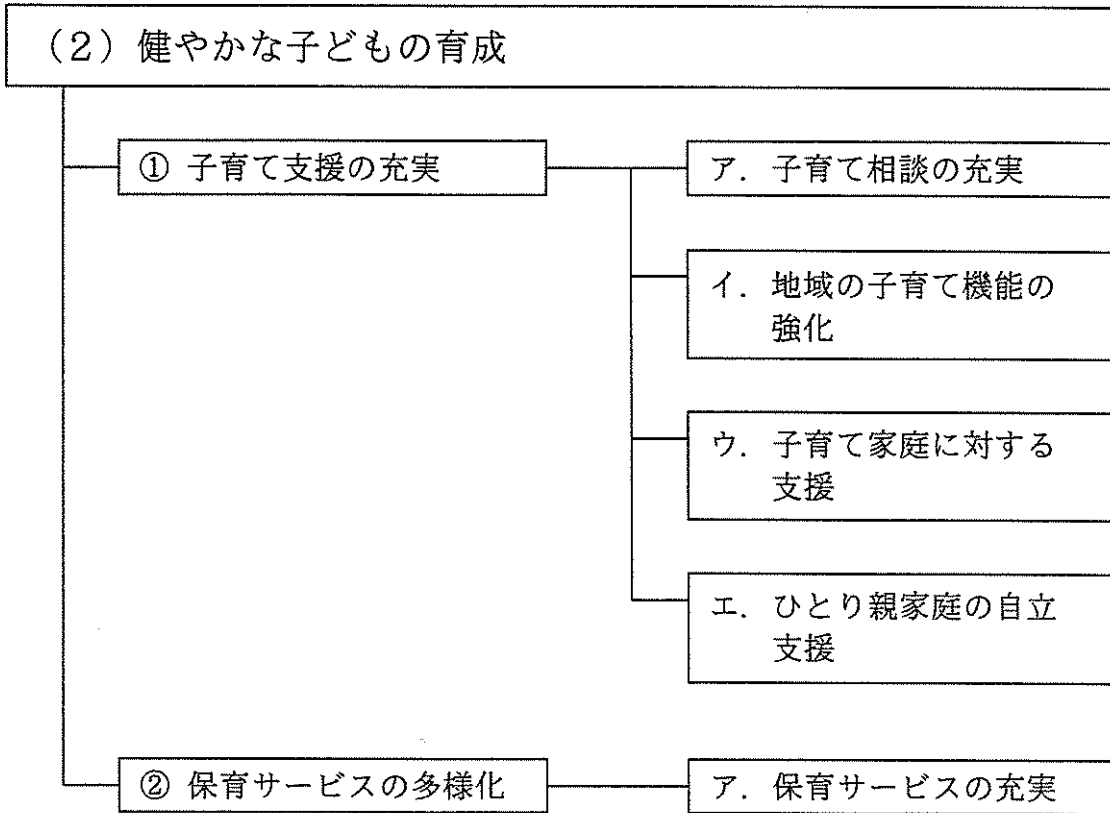
## ② 保育サービスの多様化

### ア. 保育サービスの充実

親の就業形態などの変化に対応し、開所時間、保育形態などの多様化を図るとともに、保育所の適正配置に努める。また、幼稚園における預かり保育の検討を進めるなど、保育環境の整備を図る。

学童クラブについては、学校など既存施設の有効活用を図りつつ保育内容の充実に努める。

<施策の体系>



### (3) とともに支えあう福祉社会づくり

#### <現状と課題>

- 1) 高齢者・障害者・子ども等に対する施策の方向性や目標を定めた国の新ゴールドプラン、障害者プラン、エンゼルプランをふまえ、江東区においても高齢者に関する「豊かな長寿社会プラン21」、障害者に関する「ノーマライゼーション（注1）推進プラン21」、子どもと子育て家庭に関する「未来をひらく子どもプラン21」を策定し、現在さまざまな施策を総合的に推進している。
- 2) 高齢化の進行にともなう要介護者の増加への対応や、障害者の早期発見・早期療育など福祉のみならず、保健・医療などの分野にまたがるサービスの必要性がますます高まり、住みなれた地域で生活していくために利用者の個々の状況と課題に即した総合的なサービスの提供が求められている。そのためには、福祉、保健、医療を始め、住宅や教育といった関係組織との連携を密にし、情報の共有、的確なニーズの把握、各機関との調整などを行いながら、住民にとって利用しやすいサービス体制を確立する必要がある。
- 3) 在宅サービスにおいては、介護者の精神的・肉体的な負担を軽減する施策の充実を図る必要がある。また、民間事業者やボランティア活動団体との連携による、より身近できめ細かいサービスの提供が期待されている。福祉に関する人材の育成と確保を行い、ボランティアなどの活動をより一層活発にしていくための支援をしていく必要がある。
- 4) 高齢化により身体機能の低下した人、障害者、妊婦や子ども連れの人など、すべての人々が安全で快適な生活が送れるよう、建物や道路などのハード面と、制度や意識などのソフト面の双方から人にやさしいまちづくりを進めていくことも大きな課題である。
- 5) 交通機関、道路・歩道等の公共施設や民間建築物について、高齢者や障害者の視点を活かした整備・改善を進めるとともに、意識啓発等を通じてまち全体にバリアフリー（注2）の考え方を広め、だれにとっても住みよく活動しやすい社会を実現していくことが求められている。



(注1) ノーマライゼーション——高齢者や障害者等、社会的支援を必要とする人も、そうでない人も、すべての人が人間としてあたりまえの生活を送ることができ、ともに生きることのできる社会こそが普通（ノーマル）な社会であるという考え方。あるいは、そのような社会をめざすこと。

(注2) バリアフリー——高齢者や障害者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。建物内の段差の解消等、物理的障壁の除去、より広く障害者等の社会参加を困難にしている制度面、文化・情報面、意識（心理）面のすべての障壁を除去することを含む。

## <施策の方向>

### ① 総合的福祉の推進

#### ア. 保健・医療・福祉等の総合サービス提供体制の整備

保健・医療・福祉のサービスについて、それぞれの機能の充実を図るとともに、各分野間の連携を強化し、住民にとって利用しやすいサービスを推進する。また、国・都や関係機関と連携しながら、サービス調整機能の充実を図り、総合的かつ専門的なサービス供給体制を整備していく。

#### イ. 情報提供の充実

利用者に対する的確な情報の提供と需要の把握のため、コンピューター・ネットワーク等による保健・医療・福祉情報の共有化を進め、区民への相談及び情報提供機能の強化を図る。

#### ウ. 地域における福祉団体等との連携

民間事業者、福祉団体、ボランティア団体やNPO等の多様なサービス供給主体との連携により、地域の福祉サービスの充実を図る。

### ② 家族・地域での支えあい

#### ア. 家族介護者への支援

高齢化している介護者の精神的、肉体的な負担を軽減するため、日常の介護に関する相談、情報交換の場づくり、介護に関する講習会等の開催等を通

じて、介護者支援を進めていく。

また、民間事業者への働きかけなどを通じて、介護休業制度等の介護者支援の普及を進めていく。

#### イ. 福祉人材の育成・確保

福祉サービスの充実に向けて、看護婦、介護福祉士、作業療法士、ホームヘルパー等、福祉に関わる専門的人材の育成・確保を図る。そのため、国・都・民間等との連携により、福祉の担い手として必要な技術を修得する機会を充実していく。

また、介護保険の導入にあわせて、介護支援専門員（ケアマネージャー）の育成、確保にも努める。

#### ウ. ボランティア活動の充実

地域のボランティアの育成を積極的に進め、子育て、障害者・高齢者の介助・移送など、地域における助け合いの精神にもとづく協働体制の基礎づくりを進める。また、様々なボランティア活動について支援する。

### ③ 人にやさしいまちづくりの推進

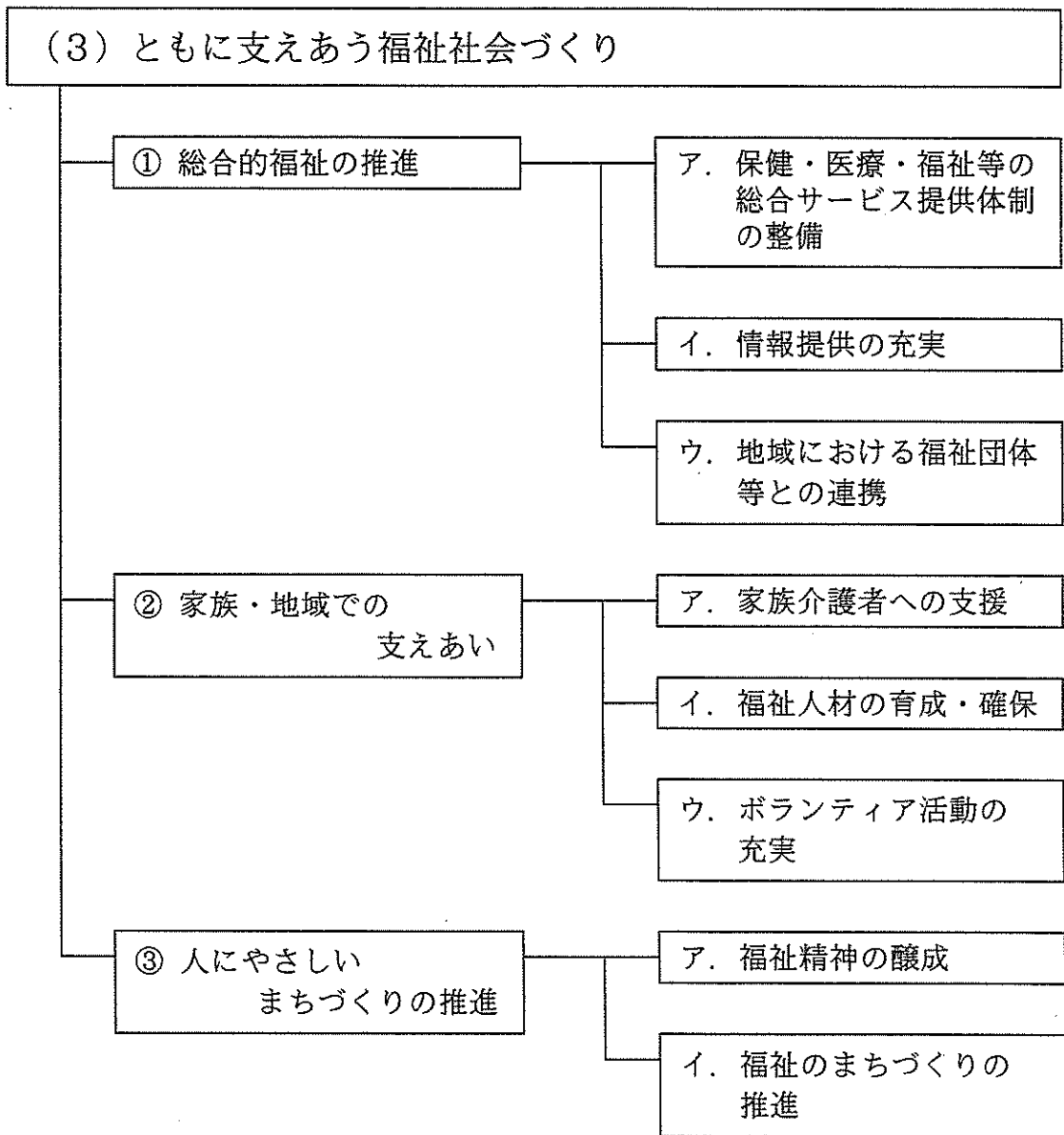
#### ア. 福祉精神の醸成

福祉や人権に関わる意識を高めるため、家庭や学校での福祉教育や広報・PR活動等、あらゆる機会を通して普及啓発を図る。また、福祉のまちづくりに対する区民の関心を高め、区民の積極的な取り組みを促進していく。

#### イ. 福祉のまちづくりの推進

だれもが社会参加しやすい生活環境の整備のために、道路・歩道の段差の解消や公共施設のバリアフリー化を進め、都市基盤の充実を図る。また、低床バス導入など、だれもが利用しやすい交通機関の整備を促進する。

<施策の体系>



## (4) 心と体の健康づくり

### <現状と課題>

- 1) 健康は一人ひとりの区民が生涯を通して、生き生きと豊かな生活を送るための基本的な条件である。健康は個人にとって重要であるが、活力ある豊かな地域社会を形成する上でもきわめて重要であり、社会全体で取り組むべき課題である。そのため、区民が身近なところで健康づくりが行える情報を提供し、区民の自主的な健康づくりをきめ細かく支援していく必要がある。
- 2) 輸入品の増加、遺伝子組み替え食品などの流通にともない安全性への疑問、0-157にみられる大規模な食中毒の発生など区民の健康に不安を与えるような問題が生じている。また、集合住宅の給水施設の劣化による飲料水の水質低下や、部屋の高気密性に起因するカビ、ダニ、ハウスダスト等に関連したアレルギー疾患の増加、新建材が原因とも考えられる健康障害も発生しており、居住環境への関心も高まっている。こうした区民の不安を解消し、だれもが安心して健康で快適な生活を営めるよう、生活環境における衛生面の改善を推進していく必要がある。
- 3) 近年、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧など喫煙や食生活、運動などの生活習慣そのものが関係している生活習慣病が増加している。また、エイズなどの新しい感染症とともに、結核も感染症による死亡の中では依然として高位にある。こうした疾病構造の変化に対応した疾病の予防・早期発見、医療・リハビリテーションの一貫した体制を整備していくことが重要である。
- 4) ストレスの多い現代社会において、神経症、心身症やアルコール依存症の増加など心の健康への対応が求められている。若年層をはじめとする薬物依存者の増加もあり、精神保健対策を充実していくことが必要である。また、精神障害者の社会参加や就労といった社会復帰促進対策の充実も課題となっている。

## <施策の方向>

### ① 健康づくりの推進

#### ア. 区民一人ひとりの健康づくりの推進

区民の主体的な健康づくりのための場と機会の整備を進めるとともに、医療機関等との連携により、それぞれの世代に対応した健康増進活動の推進を図る。特に、高齢社会に備えた保健事業の充実に努める。

また、心の健康づくりについては福祉、教育分野との連携により相談・指導体制の強化を図るなど、精神保健対策を進める。

#### イ. 生活環境衛生の確保

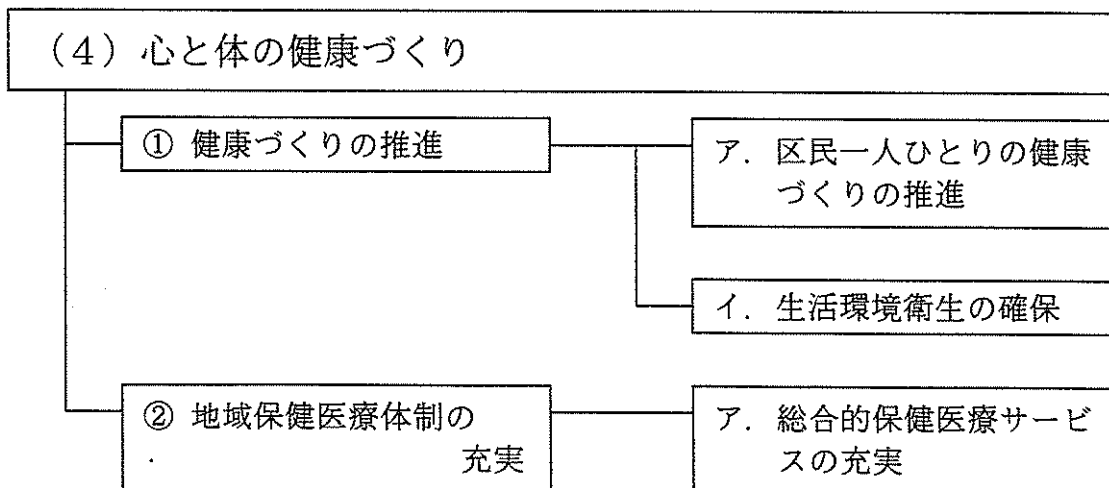
食品衛生についての正確な情報を提供するとともに、快適な住居、ペットの飼い方など生活環境衛生の確保に努め、うるおいのある健康生活をめざす。

### ② 地域保健医療体制の充実

#### ア. 総合的保健医療サービスの充実

心と体の病気の予防、早期発見、治療、リハビリテーション等、区民それぞれのニーズに応じて一貫した保健医療サービスが受けられる体制の充実のため、保健医療機関との連携の強化を図る。さらに医療基盤の充実のため、総合病院等の整備を関係機関に要請していく。

## <施策の体系>



### Ⅲ. 躍動と調和

#### (1) 計画的なまちづくりの展開

##### <現状と課題>

- 1) 江東区は、産業のまちとして、住・商・業・工の混在地域を形成しながら発展してきた。昭和40(1965)年以降は、工場の区外転出による跡地への集合住宅の建設が進み、集合住宅の多いまちとしての性格を強めてきた一方、バブル期を経た現在では、業務ビルの立地が区内の広範囲に及んでいる。また、スポーツ・レクリエーション施設の整備も進んでいる。こうした変化に対応し、都心への近接性といった立地特性、水辺に恵まれた臨海部としての地域特性等を生かしながら、居住、産業、文化等の諸機能が調和したまちづくりの推進が求められている。
- 2) 将来のまちづくりの指針を示すものとして、平成9(1997)年度に「都市計画マスタープラン」を策定した。この実現に向けて、区民、事業者、行政が互いに知恵を出しあいながらまちづくりを展開していく必要がある。
- 3) 都市計画マスタープランでは、区の市街地形成の歴史や新しい開発動向等をふまえ、東陽町駅など主要駅を中心に商業・文化・生活等の広域的な拠点となる「都市核」、都市核相互を結ぶ幹線道路などの主要道路や河川・運河に沿った空間で都市の骨格を生み出す「都市軸」、都市核を除いた駅周辺や商業集積地で地域の交流拠点となる「地域核」を位置づけており、これらを区の骨格をなす都市空間として育成していく必要がある。
- 4) 古石場二丁目地区や白河・三好地区等の地区においては、老朽化した集合住宅などの建て替え等にあわせて、道路・公園等の整備を行い、重点的にまちづくりを推進する地区として、都市環境の整備を促進していく必要がある。
- 5) 東京都は商業・業務の過度の集中をさけ、分散化した多心型都市構

造の形成を図るため、副都心の育成を進めており、本区では、臨海副都心と亀戸（錦糸町）副都心の2地域が副都心として位置づけられている。区の最南部に位置し、これからまちづくりが本格化する臨海部と、北の玄関口であり、住・商・業・工の諸機能が混在した既成市街地である亀戸地域、これら2つの対照的な副都心の育成が、江東区における調和のとれた都市構造の実現に向けての大きな課題となっている。

- 6) 本区の南部地域では、豊洲ふ頭地区や豊洲一～三丁目地区及び五丁目地区、東雲一丁目地区等の大規模な再開発が見込まれる地域や、新木場地区などの将来のまちづくりに向けて段階的な取り組みが必要な地域もあり、関係機関と密に協議し、公共施設の適正配置も考慮しつつ、既成市街地との調和あるまちづくりを推進していく必要がある。
- 7) 本区の道路は、23区内では比較的整備状況は良好であるが、都市計画道路の未整備部分がある。今後の道路整備にあたっては、これら都市計画道路の事業化を図るとともに、高齢者、障害者、子どもなどに配慮した、安全性・快適性の高い、うるおいのある歩行者空間の整備を進めることが重要である。
- 8) 自転車対策は、安全対策上また利便性向上の面からも区の重要な課題である。自転車の利便性・快適性を生かすため、自転車で走りやすい道路の整備について検討するとともに、放置自転車の規制及び自転車駐車場整備を進める必要がある。
- 9) 鉄道網については、現在、都営地下鉄12号線、営団地下鉄11号線の工事が進んでいるが、南北方向の移動は、バス路線に依存している地域が大部分である。地下鉄8号北上線や城東地域における南北交通の整備を促進する必要がある。

## <施策の方向>

### ① 調和のとれた都市構造の実現

#### ア. 地域特性に応じた土地利用の誘導

深川・城東・臨海それぞれの異なる地域特性に応じて、土地利用等の動向

を的確に把握し、都心居住にふさわしく住環境整備を推進する地区、商業・業務地として拠点整備を進める地区、生産流通施設の維持・更新を進める地区などに大別して、適正な土地利用を誘導していく。大規模な土地利用転換が見込まれる臨海地区等では、周辺と調和した総合的なまちづくりを進め、計画的な土地利用の見直しを推進し、都心居住や商業・業務の新たな拠点形成をめざす。

#### イ. 重点的なまちづくりの推進

地域ごとの課題に応じた重点的都市整備として、6つの都市核（亀戸、臨海副都心、門前仲町、東陽町、南砂町、豊洲）や、駅周辺・商業集積地等の地域核における個性ある拠点づくりを進め、これらの核を結ぶ都市軸の育成に努める。

特に、亀戸駅周辺は、副都心としても位置づけられており、亀戸地区区民施設等の整備や大型商業施設の開設等を先導的事業として、商業・業務機能の誘導を図っていく。また、駅周辺の回遊性の向上など歩行者空間の充実を検討するとともに、下町らしい地域特性を生かした景観整備や商店街のプロムナード化などによる魅力ある商店街づくりを誘導していく。

## ② 新しいウォーターフロントのまちづくり

### ア. 臨海副都心（注1）の整備

臨海副都心及び豊洲ふ頭地区の特性である交通・情報の利便性やウォーターフロントとしての快適性といった地域の魅力を生かした都市核の形成を図り、職住のバランスのとれたにぎわいのあるまちづくりをめざしていく。開発にあたっては、商業・業務や教育研究機能と居住機能の適切な配置・誘導に結びつくように開発プロジェクトに積極的に参画していく。

### イ. 臨海地区等（注2）の整備

豊洲、東雲地区では、都心への近接性を生かした商業・業務機能やまとまりのある住宅地の整備を促進し、運河の持つ水辺環境にも配慮しつつ、職・住・遊・文化や教育の複合したにぎわいのあるまちづくりをめざす。

新木場地区では、木材関連産業などとの調和に配慮しながら、段階的なまちづくりを誘導し、交通利便性や水辺環境を生かした地区の再生をめざして



いく。

(注1) 臨海副都心——本構想では、臨海副都心及び豊洲ふ頭地区、すなわち、都市計画マスタープランにおける「臨海地区」にあたる地域をさす。

(注2) 臨海地区等——本構想では、江東区南部の東京湾に面する臨海地域より、臨海副都心にあたる地区を除いた地域、すなわち、都市計画マスタープランにおける「豊洲地区」及び「南砂地区」にあたる地域をさす。

### ③ 円滑な交通体系の整備

#### ア. 道路の体系的整備

交通の利便性の向上や円滑な都市活動の基盤整備を推進するため、広域交通を担う幹線道路から、地域の生活交通を担う生活道路網まで、体系的に道路整備を進める。

#### イ. 歩行者空間の整備

高齢者や障害者、子ども等、だれもが安心して楽しく歩けるよう、段差のない歩道や歩行者優先道路等により、歩行者空間の整備を図る。また、安全で快適な歩行者空間をめざして、遊歩道や自転車専用道などを整備していく。

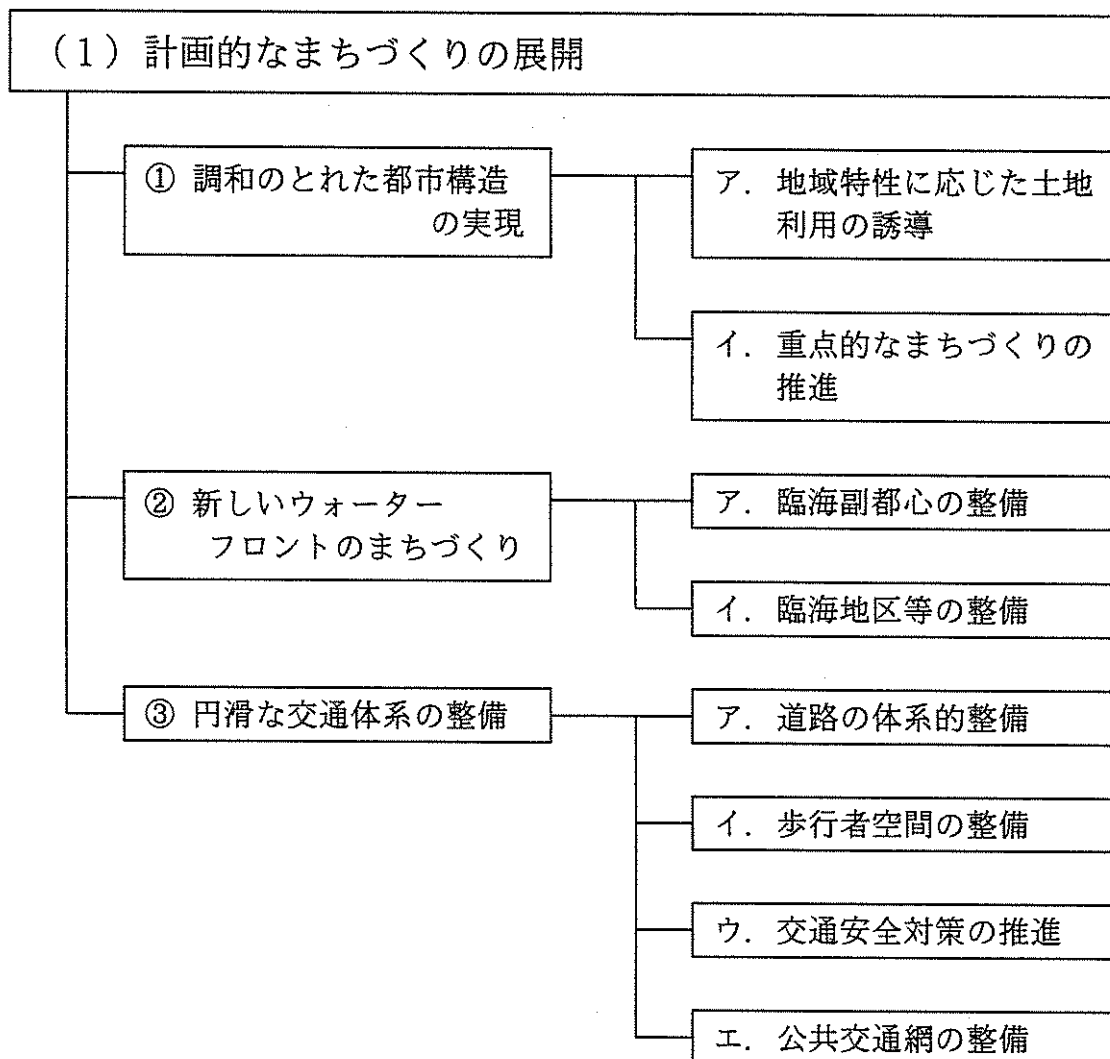
#### ウ. 交通安全対策の推進

交通安全教育を充実し、交通安全意識の高揚を図る。また、駅周辺や商店街等、混雑を生じやすい場所を中心に、駐車場・自転車駐車場を整備し、違法駐車対策・放置自転車対策を推進する。

#### エ. 公共交通網の整備

地下鉄8号北上線の事業化の促進とともに、特に城東地域の南北交通網の整備促進について、新しい交通システムの導入も含めた可能性を検討し、臨海部と既成市街地を結ぶ交通などの実現等、公共交通網の整備を関係機関に要請する。バス路線網については、地域の開発に応じて、都市核や地域核を結び、鉄道路線網を補完し、区民生活の利便性を向上させるよう、路線の充実を要請する。また、福祉のまちづくりをふまえ、施設や車両等についての整備改善の促進に努める。

## <施策の体系>



## (2) 安全で快適なまちづくり

### <現状と課題>

- 1) 災害から生命や財産を守り、区民が安心して住み続けられる安全なまちづくりを推進することは、区政の最重要課題である。
- 2) 昭和44(1969)年に決定した東京都の「江東再開発基本構想」による防災拠点6か所のうち、本区には、亀戸・大島・小松川地区、木場地区、猿江地区の3か所が位置づけられている。木場、猿江地区はほぼ完成しているが、亀戸・大島・小松川地区はその整備が急がれる。
- 3) 「防災都市づくり推進計画」(東京都/平成9年3月)により、本区においては、北砂地域(北砂3～5丁目及び南砂4～5丁目の一部)と亀戸地域(亀戸3丁目)の2か所が重点整備地域に指定されている。本区では、平成8(1996)年度に北砂地区を防災生活圏(注)促進事業地区に指定し、平成9(1997)年度から、不燃化促進や細街路拡幅等の手法により「安全で住みよいまち」づくりを進めている。また、道路が未整備で老朽住宅が密集している地域は、災害が発生した場合に大きな被害が予想される。このような地区は、城東地域に多く、その整備が急がれる。
- 4) 阪神・淡路大震災により、日常的な防災への取り組みの重要性が再認識された。こうした状況をふまえ、地域の防災活動の活性化や防災意識の高揚を図るとともに、自分たちのまちは自分たちで守るという視点に立ち、区民、事業者、行政等がそれぞれの役割と責任を分担しあい、地域ぐるみで協働できる体制を強化しなければならない。
- 5) 江東区は、かつては洪水による多大な被害を受けた時代もあったが、外郭堤防の完成や内部河川・下水道の整備等により、治水安全度は飛躍的に高まっている。しかし、地盤の低い地域が大半を占めており、大規模水害の危険性は潜在している。今後も、河川防災等の水害対策を進める必要がある。
- 6) 災害時の被害を最小限にとどめるため、実効ある応急体制の確立が重要である。初動体制の確立、防災拠点・情報ネットワークの整備、

備蓄物資の充実など従前の対策をさらに強化する必要がある。また、高齢者、障害者等の災害弱者への配慮や防災ボランティアとの連携、自治体相互の支援体制などの新たな課題に対しても、防災関係機関等との協力により、早期の解決を図っていく必要がある。

- 7) 江東区の世帯の7割近くが共同住宅に住み、特に公的な賃貸集合住宅が多いことが本区の特徴である。また、最低居住水準未達の世帯比率は19.0%となっており、区部平均の17.2%を上回っている。(平成5年住宅統計調査による)

豊かさやゆとりを実感できる区民生活実現のため、居住環境の改善と居住水準の向上とともに、区民の多様な需要に応じた住宅の供給・誘導を図る必要がある。また、生活道路や快適な歩行者空間の整備など生活環境の向上を図り、まちづくりと一体となった住宅・住環境施策の展開が必要である。

- 8) 高齢者や障害者などが安心して地域に住み続けられるよう、福祉施策とも連携しつつ、良質な住宅供給を促進する必要がある。また、地域社会における均衡のとれた人口構成の確保は、地域コミュニティやその活力の維持につながる重要な課題であり、ファミリー世帯の減少傾向に歯止めをかける必要がある。

- 9) 集合住宅を、都市の貴重なストックとして長く住み続けられるように、適切な維持・管理を図ることが重要である。特に民間分譲マンションの維持・管理への支援が必要である。さらに老朽化した集合住宅の建て替えについての相談支援を進めていく必要がある。

(注) 防災生活圏———幹線道路や河川等に囲まれたブロックを設定し、ブロック内で耐震化、不燃化、オープンスペースの確保等を行い、「火を出さない、もらわない、逃げないですむ」まちづくりをする。

## <施策の方向>

### ① 防災まちづくりの推進

#### ア. 震災対策の推進

まちづくりと連携して避難路の整備や狭あい道路の拡幅、緑化や不燃化を進める。また、住宅密集地での防災生活圈事業を推進するとともに、建造物の耐震性の向上を図るなどの都市防災機能の向上に努める。液状化対策、高層住宅等の防災対策などについて、関係機関と連携し強化を図る。また、地震による護岸の被害を防止するため、河川・運河等の耐震護岸整備や護岸補強・改良を推進する。さらに、災害時の河川舟運の活用や河川水の消防水利としての利用など、区の地域特性を生かした防災対策を進める。

#### イ. 治水対策の推進

洪水、高潮または津波による水害対策については、引き続き充実に努める。また、都市化の進展に伴う保水・遊水機能の喪失による雨水流出の増大に対応する下水道の整備を進める。

### ② 地域防災体制の強化

#### ア. 防災知識の普及・啓発

災害時における混乱や被害を最小限にとどめるため、日頃から区民に対する防災意識の高揚に努める。また、区民一人ひとりに日頃の生活環境への配慮と災害時における適切な行動の重要性を認識してもらうため、防災に関する広報や防災訓練の充実に努める。

#### イ. 区民防災組織の育成

自分たちのまちは自分たちが守るという視点に立ち、学校や避難所など地域の防災拠点や事業所とも連携して、区民・事業者・行政が協力して防災に取り組む地域の防災組織の充実に努める。また、高齢者や障害者など災害弱者や外国人等の安全確保対策についても、地域・事業者の協力を得て、その充実に努める。

#### ウ. 災害対策の体制強化

緊急時の危機管理のため、的確な情報連絡体制を確立し、備蓄品の確保、他団体との支援協定、災害弱者対策などの防災救援体制等、災害対策の体制

をさらに強化していく。

### ③ 住みよい住宅・住環境の整備促進

#### ア. ゆとりある居住の実現

多様化するライフスタイルに対応し、ゆとりを実感できる居住を実現するため、多様なタイプの良質な住宅供給を促進する。また、住宅の良好な維持管理やライフサイクルに応じたリフォームを支援するなど、既存住宅の活用を図る。

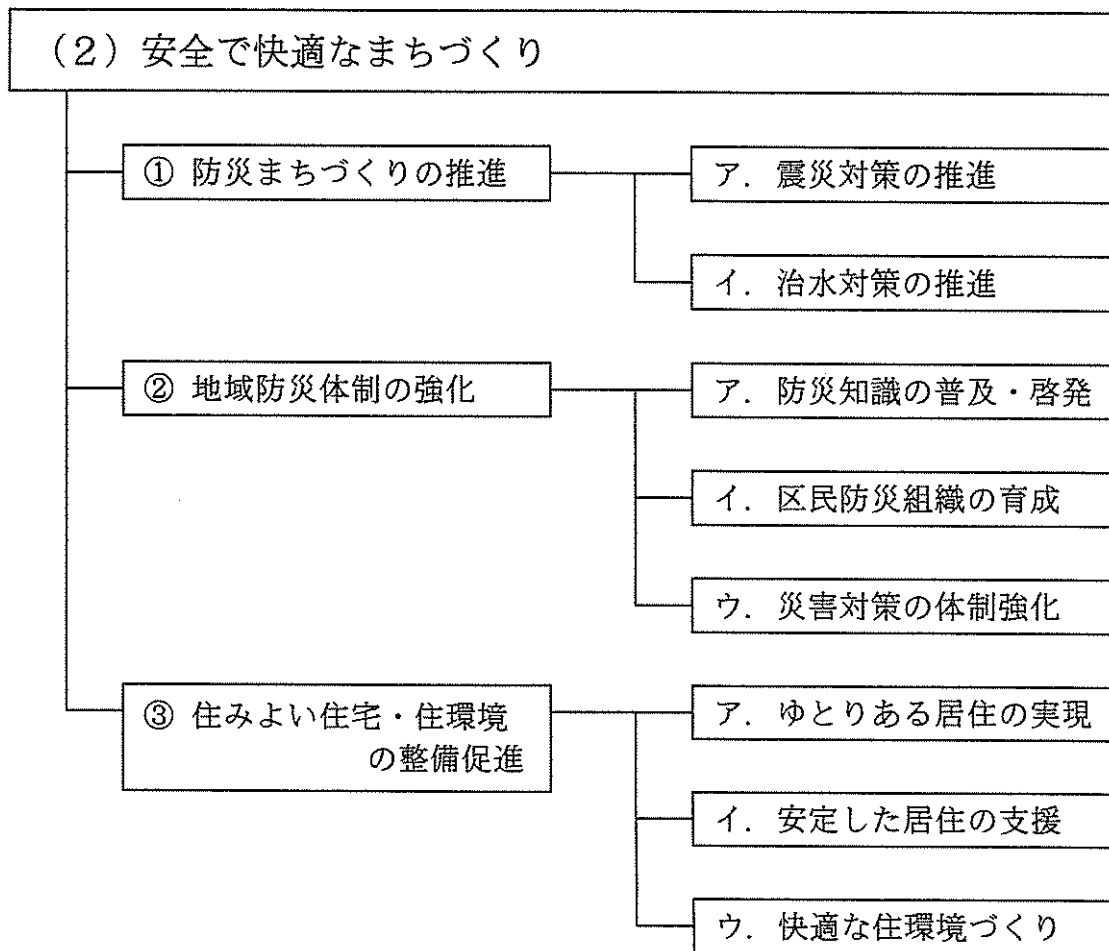
#### イ. 安定した居住の支援

だれもが住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、福祉と連携して高齢者・障害者向け住宅の供給・改善や住み替えなどを推進し、安定した居住を確保する。また、ファミリー世帯等が定住しやすいように支援策を検討していく。

#### ウ. 快適な住環境づくり

快適な住環境をつくるため、都市計画諸制度の活用や建築活動に対する規制・誘導を行い、公園・緑地や歩行者空間等を整備するとともに、環境にやさしい住宅づくりを支援する。特に公的住宅の建て替えにあたっては、関係機関と協議し快適な住環境の確保に努める。

<施策の体系>



### (3) 環境と調和したまちづくり

#### <現状と課題>

- 1) 本区は、住・商・業・工の混在するまちとしての性格が強く、自動車交通量の増大にともなう大気汚染や生活騒音、振動などの都市生活型公害が問題となっている。
- 2) これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄という資源消費型の社会経済システムは、環境に多くの負荷を与えてきた。地球温暖化やオゾン層の破壊等、環境問題はすでに周辺地域だけの問題ではなく地球的規模までに拡がりつつある。その解決のため事業者によるISO14000シリーズ(注1)や国際環境マネジメントシステム(注2)の認証取得や、NPO、NGO(注3)の活動など様々な取り組みが展開されつつある。
- 3) このかけがえのない地球を次世代に引き継ぐためにも、これまでの利便性を追求した資源消費社会を見直すことにより、省資源・省エネルギーを促進し、自然生態系の保全や再生に努め、環境と調和したまちづくりを推進していく必要がある。
- 4) 江東区は23区の最終処分場を抱えるという地域特性から、東京都区部におけるごみ問題の解決について先駆的役割を果たしてきた。さらに、平成12(2000)年度には、清掃事業の移管を控えており、これまで推進してきたリサイクル事業と融合させた、より効果的・効率的な取り組みが求められている。
- 5) 区として清掃事業の移管を円滑に行うことは勿論のこと、清掃、リサイクル、公害といった環境全般にかかる問題を全体的・総合的にとらえ、幅広い見地から施策を推進していく必要がある。
- 6) 本区では、これまで「江東区環境基本計画」の策定や「江東区環境基本条例」の制定など、区民・事業者・行政のパートナーシップにもとづく一体的な取り組みを推進している。
- 7) 区民・事業者にリサイクルなど幅広く環境問題を理解してもらうため、学校教育、生涯学習、消費者活動、地域及び事業活動等、多岐に



わたってその啓発に努めることが重要である。

- 8) 環境問題への取り組みにあたっては、単に行政だけの問題ではなく、区民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしつつ、協働して取り組むパートナーシップの形成を図っていくことが必要である。

(注1) ISO14000シリーズ——国際標準化機構（ISO）の定める環境マネジメントシステム等に関する一連の国際規格のこと。

(注2) 環境マネジメントシステム——事業者が環境対策を自主的に進めるためのしくみ。事業活動にともなう環境への負荷を把握、評価し、環境に対する経営方針や目標、行動計画を掲げ、計画実施にあたっての責任体制を明確にし、目標の達成状況や計画の実施状況を点検して、さらなる改善を図っていくという手順を含む。

(注3) NGO（Non-Governmental Organization）——非政府組織。通常は、国際交流・国際協力など国際社会での活動を行う組織をさし、市民の海外協力団体などが含まれる。

## <施策の方向>

### ① 環境への負荷の低減

#### ア. 省資源・省エネルギーの促進

生活や産業など社会活動のあらゆる場で、省資源・省エネルギーを促進していく。区内のエネルギー消費を調査するとともに、区民や事業者による省資源・省エネルギーの取り組みを支援し、エネルギー消費の少ない都市システム構築に向けた施策を推進していく。

#### イ. 公害の防止施策の推進

産業型公害、自動車公害、近隣騒音等の都市や生活から発生する公害の抑制及び改善を図り、良好な地域環境の保全に努める。

#### ウ. 自然生態系の保全と再生

多様な水辺空間や緑地等の自然環境を次代に引き継ぐために、都市化の進展とともに失われつつある自然生態系の保全と再生に努める。生態系に配慮した環境の創造に努力するとともに、アメニティ資源としての活用によって、

自然との共生を図っていく。

## ② 資源循環型社会の形成

### ア. ごみの発生抑制

生産・流通・消費等の各段階におけるごみの減量化に向けて、簡易包装やごみになりにくい製品の使用などを奨励し、ごみの発生を抑制するよう、区民・事業者・行政が一体となって取り組みを推進する。

### イ. リサイクル活動の推進

区内のリサイクルを円滑に進めるため、集団回収・分別回収等のシステム整備やリサイクル関連施設の充実を図る。

区民・事業者・行政の役割分担のもと、連携を図りながらリサイクルに関する啓発やPRの充実を図り、事業者のリサイクル活動やリサイクル事業の研究開発を支援していく。

### ウ. 円滑な清掃事業の推進

特別区制度改革により移管を受ける清掃事業については、円滑な事業運営に努めるとともに、ごみの発生抑制やリサイクルと連携し、環境に十分配慮した資源循環型の総合的なシステムづくりを推進する。

## ③ 環境保全のためのパートナーシップの形成

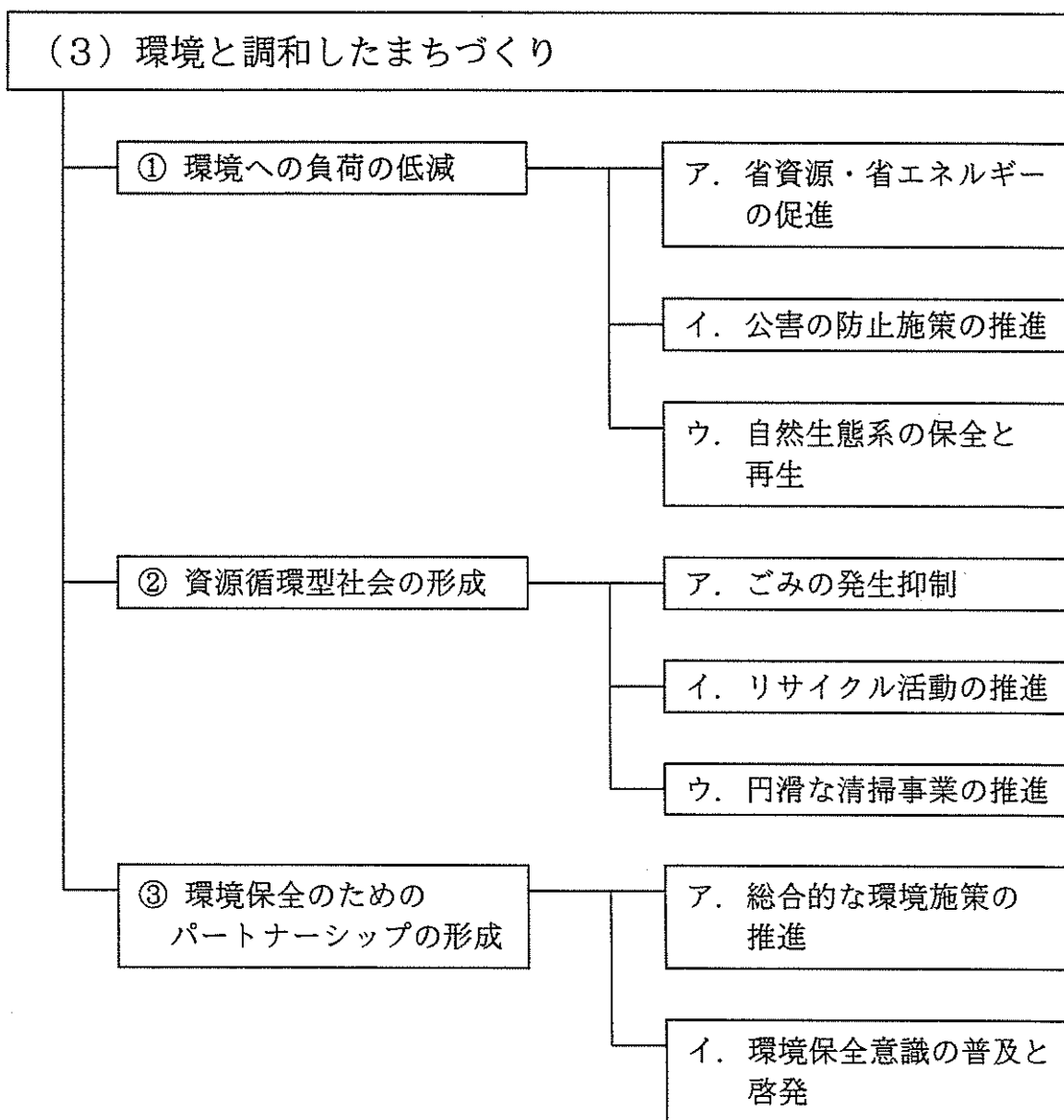
### ア. 総合的な環境施策の推進

「江東区環境基本計画」や環境基本条例にもとづき行動計画を策定し、環境審議会（仮称）を設置するなど、総合的な環境施策を推進していく。

### イ. 環境保全意識の普及と啓発

イベントや適切な情報の提供を通じて、環境に関する啓発の場と機会の充実を図る。また、学校教育や生涯学習等において環境学習のプログラムを確立するとともに、体験学習等の機会の充実を図る。

## <施策の体系>



## (4) うるおいのある都市空間づくり

### <現状と課題>

- 1) 江東区は、内部河川や運河が縦横に伸び、東西に荒川と隅田川を抱え、さらに、広大な東京湾に面している。現在では「水の都」として人々に親しまれ、豊かな水辺に彩られたまち「水彩都市・江東」を作り出している。
- 2) 一人当たり公園面積は23区中第3位であり、みどり豊かな区である。臨海部等では未利用地の草地が多い。一方、深川・城東などの既成市街地では緑被率は低いが、区民による緑化の工夫や、街路樹、河川並木などの特色ある整備が行われている。
- 3) 水とみどりの整備が進んできているが、今後もなお一層「水彩都市・江東」の魅力を高め、生活空間やアメニティ空間としての快適性を高めていくため、水辺空間と公園・緑地を有機的に結びつけるなど、地域特性にあわせた水とみどりのネットワーク化をさらに進めていく必要がある。
- 4) 臨海副都心計画や大規模開発等のまちづくりの中で、公園、街路樹、河川並木などの整備を進め、水とみどりの豊かな都市空間を形成していくことが重要である。
- 5) 大規模集合住宅のみどりも快適な住環境の形成にとって重要である。みどりの拠点として、高密度な生活環境において緑化とみどりの適正な管理を推進していくことが必要である。
- 6) 都市景観に関して都市景観ガイドラインや景観色彩ガイドに加え、「江東区都市景観条例」も制定されている。さらに、都市景観形成への積極的な区民参加を促進し、区民の意見を反映させていく必要がある。
- 7) 「江東区みんなでまちをきれいにする条例」にもとづき、一層の環境美化に向けて、区民、事業者、行政が一体となって取り組んでいく必要がある。

## ＜施策の方向＞

### ① 水とみどりを生かしたまちづくり

#### ア. 水辺都市づくり

東京湾・河川・運河など、多様な水辺空間を有する江東区の特性を最大限に活用し、自然と人工の美しさを併せもったみどり豊かな水辺都市を形成していく。汚濁負荷の軽減等、水質の向上に努め、水運などの利用も検討しながら、景観資源、憩いやレクリエーションの場、自然とふれあう場として、多様な活用方法に適した整備を進める。また、隣接する市街地との連携を図りつつ、水とみどりのネットワークの形成を進め、江東区全体の魅力を高めていく。

#### イ. 公園・緑地等の整備

散策・遊び・自然観察など多様なレクリエーションの場として、また、地域の交流や防災上の活用も考慮し、地域のシンボルとなるような公園・緑地の整備を進めていく。また、既存の公園等も現況機能の確保に努めるとともに、防犯などの安全面やバリアフリーに配慮し、計画的に維持改修を行う。

#### ウ. 緑化の推進

日常の生活の中で豊かな花とみどりに触れる機会を増やし、うるおいのある都市生活の実現を図るため、みどりの保護・育成を推進する。区民や事業者等が協力して花とみどりの育成を進め、まちづくりとの連携を図りながら、区民参加による維持管理の仕組みづくりに努める。

### ② 美しいまちの形成

#### ア. 優れた都市景観の創造

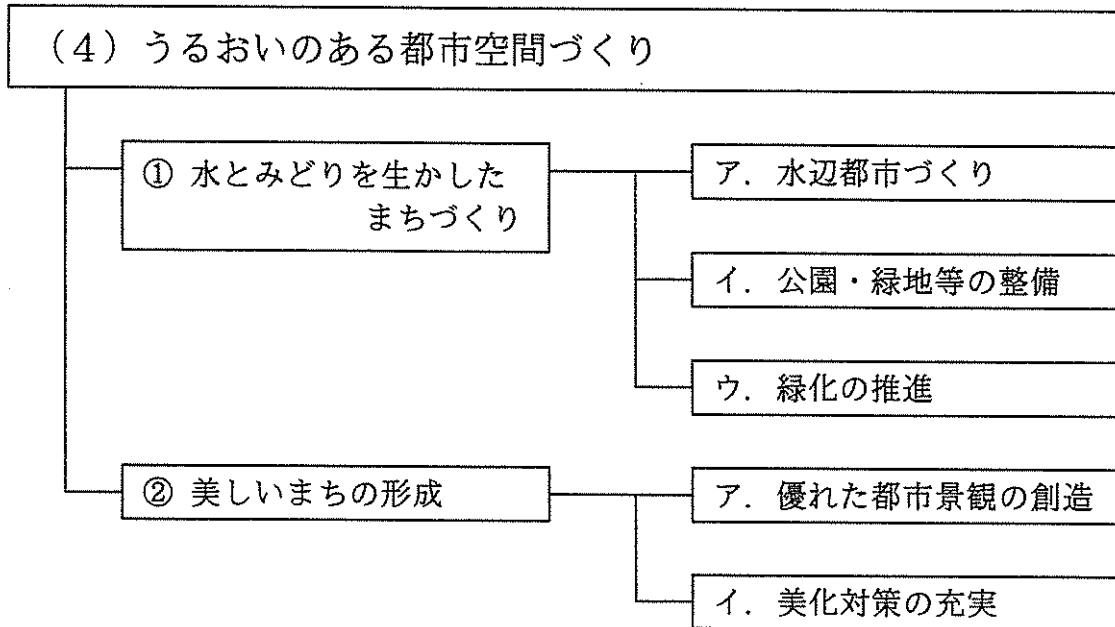
水辺や緑地・公園などの自然的資源、伝統的な建造物などの歴史的・文化的資源を生かし、江東区の個性を表現する都市景観の形成を図る。景観届出制度を一層活用し、区民意見の反映に努めながら、まちなみ保存・色彩の統一性なども考慮して魅力ある景観づくりを推進する。

#### イ. 美化対策の充実

江東区をより一層、我がまちとして誇れる魅力的なまちとするために、清

潔で美しいまちづくりを進めていく。区民・事業者・行政の協力のもと美化推進に取り組み、放置自転車対策の充実などに努め、まちの美観の向上に努める。

### <施策の体系>





# <施策の体系>

## I 創造と交流

### (1) 豊かな心を育む生涯学習の推進

- ① 学校教育の充実
  - ア. 教育内容の充実
  - イ. 良好な教育環境の整備
  - ウ. 幼児教育の充実
- ② 学校・家庭・地域の連携
  - ア. 家庭教育の充実
  - イ. 青少年の健全育成と環境整備
  - ウ. 地域に開かれた学校づくり
  - エ. ボランティア活動への支援
- ③ 生涯学習・スポーツの充実
  - ア. 生涯学習・スポーツ推進体制の整備
  - イ. 生涯学習・スポーツ活動への支援

### (2) 地域文化の継承と創造

- ① 伝統文化の保存と継承
  - ア. 伝統文化の継承と活用
  - イ. 文化環境づくりの推進
- ② 地域文化の創造と発展
  - ア. 地域文化活動の促進
  - イ. 芸術・文化に接する機会の充実
  - ウ. 文化交流の促進
  - エ. 観光資源の保全と開発

### (3) 活力ある地域社会づくり

- ① コミュニティ活動の充実と支援
  - ア. コミュニティの維持・活性化と支援体制づくり
  - イ. コミュニティ活動の場の整備
- ② 多様な人々との交流の促進
  - ア. 国内交流の推進
  - イ. 外国人にも暮らしやすい地域社会づくり

### (4) 男女共同参画社会の形成

- ① 男女平等意識の確立
  - ア. 男女平等社会づくりの気運の醸成
  - イ. 男女平等観にたった教育の推進
- ② 男女共同参画の促進
  - ア. 社会のあらゆる場への共同参画
  - イ. 共同参画に向けた社会的基盤整備

### (5) 地域とともに栄える産業の振興

- ① 中小企業の振興
  - ア. 中小企業の経営安定化
  - イ. 産業振興の基盤整備
  - ウ. 地場産業・伝統産業の育成
- ② にぎわいのある商店街づくり
  - ア. 商業拠点づくり
  - イ. 商店街の活性化
  - ウ. 魅力ある個店の育成
- ③ 新しい産業の環境づくり
  - ア. 創業・新規事業展開への支援
  - イ. 産業のネットワーク化の推進
  - ウ. 次代を担う人材育成への支援
- ④ 勤労者の就業環境の充実
  - ア. 就業の安定支援
  - イ. 福利厚生充実
- ⑤ 消費生活の安定と向上
  - ア. 消費者学習の推進
  - イ. 消費者保護対策の充実



## II 支えあいと安心

### (1) 地域福祉の推進

- ① 生活支援サービスの充実
  - ア. 在宅サービスの充実
  - イ. 施設サービスの充実
- ② 自立と社会参加の推進
  - ア. 生活の安定と向上
  - イ. 社会活動への参加促進

### (2) 健やかな子どもの育成

- ① 子育て支援の充実
  - ア. 子育て相談の充実
  - イ. 地域の子育て機能の強化
  - ウ. 子育て家庭に対する支援
  - エ. ひとり親家庭の自立支援
- ② 保育サービスの多様化
  - ア. 保育サービスの充実

### (3) とともに支えあう福祉社会づくり

- ① 総合的福祉の推進
  - ア. 保健・医療・福祉等の総合サービス提供体制の整備
  - イ. 情報提供の充実
  - ウ. 地域における福祉団体等との連携
- ② 家族・地域での支えあい
  - ア. 家族介護者への支援
  - イ. 福祉人材の育成・確保
  - ウ. ボランティア活動の充実
- ③ 人にやさしいまちづくりの推進
  - ア. 福祉精神の醸成
  - イ. 福祉のまちづくりの推進

### (4) 心と体の健康づくり

- ① 健康づくりの推進
  - ア. 区民一人ひとりの健康づくりの推進
  - イ. 生活環境衛生の確保
- ② 地域保健医療体制の充実
  - ア. 総合的保健医療サービスの充実

## III 躍動と調和

### (1) 計画的なまちづくりの展開

- ① 調和のとれた都市構造の実現
  - ア. 地域特性に応じた土地利用の誘導
  - イ. 重点的なまちづくりの推進
- ② 新しいウォーターフロントのまちづくり
  - ア. 臨海副都心の整備
  - イ. 臨海地区等の整備
- ③ 円滑な交通体系の整備
  - ア. 道路の体系的整備
  - イ. 歩行者空間の整備
  - ウ. 交通安全対策の推進
  - エ. 公共交通網の整備

### (2) 安全で快適なまちづくり

- ① 防災まちづくりの推進
  - ア. 震災対策の推進
  - イ. 治水対策の推進
- ② 地域防災体制の強化
  - ア. 防災知識の普及・啓発
  - イ. 区民防災組織の育成
  - ウ. 災害対策の体制強化
- ③ 住みよい住宅・住環境の整備促進
  - ア. ゆとりある居住の実現
  - イ. 安定した居住の支援
  - ウ. 快適な住環境づくり

### (3) 環境と調和したまちづくり

- ① 環境への負荷の低減
  - ア. 省資源・省エネルギーの促進
  - イ. 公害の防止施策の推進
  - ウ. 自然生態系の保全と再生
- ② 資源循環型社会の形成
  - ア. ごみの発生抑制
  - イ. リサイクル活動の推進
  - ウ. 円滑な清掃事業の推進
- ③ 環境保全のためのパートナーシップの形成
  - ア. 総合的な環境施策の推進
  - イ. 環境保全意識の普及と啓発

### (4) うるおいのある都市空間づくり

- ① 水とみどりを生かしたまちづくり
  - ア. 水辺都市づくり
  - イ. 公園・緑地等の整備
  - ウ. 緑化の推進
- ② 美しいまちの形成
  - ア. 優れた都市景観の創造
  - イ. 美化対策の充実

